

# 子どもオンブズ・レポート 2013

2014(平成 26)年 3 月

川西市子どもの人権オンブズパーソン

**川西市子ども的人権オンブズパーソン条例 [平成 10 (1998) 年 12 月 22 日 川西市条例第 24 号]**

**(目的)**

第 1 条 この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の積極的な普及に努めるとともに、川西市子ども的人権オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。

**(子どもの人権の尊重)**

第 2 条 すべての子どもは、権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく子どもの権利条約に基づく権利及び自由を保障される。

2 本市及び市民は、子どもの権利条約に基づき、子どもに係るすべての活動において子どもの最善の利益を主として考慮し、子どもの人権が正当に擁護されるよう不断に努めなければならない。

3 本市は、子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についての権利及び教育の目的を深く認識し、すべての人の基本的人権と自由を尊重して自己の権利を正当に行使することができる子どもの育成を促進するとともに、子どもの人権の侵害に対しては、適切かつ具体的な救済に努めるものとする。

## はじめに



川西市子ども的人権オンブズパーソン条例が制定されたのが1998年12月22日、それからまる15年が経過しました。その間に私たちは、たくさん子どもたちと出会い、保護者や地域・学校関係者と話し合い、さまざまな問題の解決に向けて取り組んできました。しかし、このオンブズの仕事が尽きることはありません。それどころか、むしろ子どもをめぐる今日の状況は、かつてにまして厳しくなっているのではないかとさえ思えます。

じっさいオンブズのかかわる事例は年々増えて、2013年次の延べ相談件数はこれまでの最高に達しています。いったいその問題の根はどこにあるのでしょうか。

\*

\*

\*

子どもは「小さなおとな」ではない、と言われます。そこにはいろいろな意味合いが込められていますが、ごく一般には、子どもをおとなの目線で見のではなく、「子どもは子どもとして、そのありのままを見なければいけない」ということなのでしょう。なるほど、そう言われれば、それはそのとおりです。だけど、それがじつに難しい。なにしろ、そのように言う私たちはやはりおとなです。おとなの目線をまぬがれることが容易ではありません。おとなになればいろいろ大変なことがあるのだから、子どものうちに立派なおとなになれるようにあれこれと備えておかなければと、どうしても思ってしまう。そういう目で子どもを見るのは、もちろんおとなの善意です。しかし、その善意のゆえに、結果として、子ども時代がまるでおとなになるための準備の時代であるかのように見なされます。おとなのそうした不安な目線が、子どもたちのいまを苦しくさせているのではないか。私にはそう思えてなりません。

ルソーの『エミール』(1762年)が世に出されたのはいまからもう250年も前のこと。そのなかで彼はこんなふうには書いています。

人は子どもというものを知らない。子どもについてまちがった観念をもっているので、議論を進めれば進めるほど迷路にはいりこむ。このうえなく賢明な人々でさえ、おとなが知らなければならぬことに熱中して、子どもにはなにが学べるかを考えない。かれらは子どものうちにおとなをもとめ、おとなになるまえの子どもがどういうものであるかを考えない。(岩波文庫、上巻18頁)

「人は子どもというものを知らない」というルソーのこのことばは、いまでも新鮮です。私たちもまた、オンブズの仕事のなかで「子どもを知る」ことの重みをつねに突きつけられています。そして同時に、子どもたちの健康さ、健気さに救われる思いがすることも少なく

ありません。12 世紀に編まれた今様歌謡集『<sup>いまよう</sup>梁塵秘抄<sup>りょうじんひしょう</sup>』には、子どもの姿がこんなふう  
歌われています。

遊びをせんとや生まれけむ  
戯れせんとや生まれけん  
遊ぶ子どもの声聞けば  
我が身さへこそ揺がるれ

850 年前のわが国の民衆は、子どもたちにこんなまなざしを注いでいたのです。この感性  
はいまの私たちにも通じています。「遊んでばかりいないでちゃんと勉強しなさい」と言って  
しまいがちな私たちも、子どもが子ども自身の手持ちの力で、いまを精一杯に生き楽しんで  
いる姿を見れば、そこに自分を重ねて、こころを揺すぶられるものです。少なくともその  
ところで、私たちも子どものこころを忘れてはいません。ある発達心理学者は、この今様歌  
を引いて、おとながなお「大きな子ども」であることの意味を肯定的に説いています（岡本  
夏木『幼児期』岩波新書、71 頁）。「子ども」はいまを豊かに生きることを知っているのです。

「大きな子ども」と言えば、ふつうには「身体ばかりは大きくなってこころは未熟な子  
ども」という意味で、その「子ども」は未熟の代名詞のようなものであって、否定的な意味  
しかありません。けれど、「子ども」には、私たちがとかく忘れがちな豊かな意味合いが含ま  
れていて、私たちおとなもまた、その「子ども」をなお身のうちに抱えているはずで、こ  
のことに気づくのもまた大事なこともかもしれません。

\*

\*

\*

今日は不安の時代だと言われます。だからこそ私たちは、この時代の不安にさらされて、  
子どもたちを明日への準備に追い込みがちです。でも、自分自身が歳を重ねてみて、いまあ  
らためて思うのは、人生に準備の時代などないということ。子ども時代はおとなになるため  
の準備の時代ではありません。子どもは子どもの本番を生きているのです。

私たちはこれからも、子どもたちの健康さに支えられながら、子どもの本番を守り支える  
仕事に励みたいと願っています。これまでと変わらぬご支援を、どうぞよろしくお願い申し  
あげます。

2014（平成 26）年 3 月

川西市子どもの人権オンブズパーソン

代表オンブズパーソン 浜田 寿美男





市内県立高校生事案の背景状況をふまえた  
今後の取り組みに関する提言

---

～子どもの声を受けとめ、希望を語れる社会をつくるために～

## 『市内県立高校生事案の背景状況をふまえた今後の取り組みに関する提言』 (2013年11月7日付)の年次報告書での公表について

『市内県立高校生事案の背景状況をふまえた今後の取り組みに関する提言 ～子どもの声を受けとめ、希望を語れる社会をつくるために～』は、2013(平成25)年11月7日付で、市長及び市教育長に対し、川西市子ども的人権オンブズパーソン条例(以下「条例」という。)第6条第3号に規定する職務(子ども的人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関すること)に照らして、文書により提出したものです。また、同日、条例第20条及び条例施行規則第22条第3項の規定に基づき、報道機関への発表等により公表しています。

川西市で生まれ育った子どもが自ら命を絶つという、あってはならない出来事が起こってから、1年半の年月が流れました。

オンブズパーソンとしては、二度と同じような悲劇が繰り返されないためにも、市の機関はもとより、市民一人ひとりが、何ができるのかを考え、日々の生活の中で具体的に活かしていくことが、子どももおとなも暮らしやすいまちづくりにつながると考えます。

本提言の内容を広く市民に知らせることが市としての再発防止策の具体化において重要であるとの観点から、条例第20条及び条例施行規則第22条第3項の規定に基づき、年次報告書という媒体を通じて、ここに本提言の全文を公表します。

オンブズパーソンは、本提言の内容が、日々子どもとのかかわりや、学校・地域での活動等において有意義に活用されることを切に願うものです。

## 提言にあたって

川西市内の県立高校2年生の男子生徒が、2012年9月2日、2学期のはじまる前日に自宅で自ら命を絶つという、あってはならない出来事が起こってから1年余りの歳月がたちます。前年に起こった大津市での中学2年生の自殺をめぐっていじめ問題がマスメディアで大きく取り上げられているなか、川西市でもいじめにかかわる自殺事件が起こったのではないかという報道が川西市民に大きな衝撃を与えたことは、まだ記憶に新しいところです。子どもが自死するということは、その両親にとってはもちろん耐え難い悲嘆の極みですし、学校関係者にとっても、あるいはその他の周囲の人々にとっても、悲しく取り返しのつかない重い出来事です。そして川西市に在住・在学・在勤する18歳未満のすべての子どもの人権を守り救済することを責務とする川西市子どもの人権オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）にとっては、どうしてこの痛ましい不幸を未然に防ぐことができなかつたのか、また、なぜオンブズパーソンは、子どもが自死に至る前につながるができなかつたのかという切実な反省と問いを突きつけるものとして、痛恨の思いを禁じえない出来事でした。

オンブズパーソンは、2012年9月24日付で当該男子生徒の保護者から申立てを受け、この事案について「市内県立高校生自殺事案」として調査を行い、その結果に基づいて2013年3月28日に、当該高校に対し、川西市子どもの人権オンブズパーソン条例（以下「条例」という。）第16条第1項に規定された是正等の要望を申し入れ、同日、兵庫県教育委員会に対し、条例第16条第2項が定める結果通知を行うとともに、申立人となった保護者に対して、条例第13条第3項が定める結果通知を行いました。このことについては、市長ならびに市教育長に対してすでに、当該結果通知に添付した文書『本事案の概要と是正等の要望』及び『2012年申立て第2号にかかる調査報告書 市内県立高校生自殺事案の調査結果及び判断』によって報告しているところです。

オンブズパーソンは、本事案を調査した結果として、『本事案の概要と是正等の要望』のなかで、「今回の一連のいじめ行為が直接自殺に結びついたらとまでは判断できないものの、いじめを含む学校内での全体的な人間関係が自殺の原因となった可能性は極めて高い」との判断を示しました。これは、当該子どもが周囲から孤立しているなかでいじめを受けていただけでなく、学校において学ぶことの意味を見出せず、学校以外の場で豊かな人間関係を取り結ぶ機会も得られないまま、希望の見えない厳しい状況を生きていたことを念頭に置いたものでした。

本事案はこうした判断を示したうえで、当該高校に必要な是正等の要望を行い、申立てに基づく調査案件としては終結しました。しかし、調査の過程で明らかになったその背景的な問題状況は、当該高校にとどまるものではなく、本市の小・中学校にお

けるいじめ防止も含めた教育施策のあり方や、子ども・若者施策の推進にとって重要な課題を提起するものでした。その意味で、オンブズパーソンは、このような悲劇を二度と起こさないためにも、これを機に本事案の提起する課題をあらためて見つめ直し、そこから具体的な提言を行うことが、子どもの人権にかかわる常設の第三者機関としての重要な責務であると考えます。本提言をこの時点であらためて行うのはこのためです。

オンブズパーソンは、本事案から浮かび上がってきた課題とその打開の方向性を、以下のように認識しています。

- ・本事案は、子どもの人間関係が学校と家庭の枠内に閉じられたものとなりがちでそれ以外の居場所を持たないとき、学校生活の行き詰まりが生きているものの困難につながる危険があるという、近年の子どもの厳しい状況を端的に示している。
- ・本事案は、苦しんでいる子どもが自ら周囲に助けを求めることがいかに困難なことであるのかをあらためて考えさせられるもので、この現実を念頭において子ども支援のあり方を再検討する必要がある。
- ・本事案が示す問題の打開のためには、学校や家庭以外の場も含めて、地域等における多様な人間関係のなかで子どもが健やかに育つことのできる環境づくりを進めていくことが必要である。子ども一人ひとりが人生の主人公として、充実した子ども時代を過ごせるような条件を整え、そのなかで困難を抱える子どもの声をキャッチし、これをまちづくりに反映させていくことが、抜本的ないじめ対策にもつながると考える。

本事案の問題は、学校のなかのいじめに端を発したものではあっても、その根は深くわが国の社会構造にまで及ぶものです。本年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、本市においても同法に基づくいじめ防止対策の具体的実施が求められているいま、オンブズパーソンとしては、これを単に表面的な対策にとどめることなく、本事案の背景状況から見えてくる課題をふまえたうえで、本市の取り組みに積極的に活かしていくことを切に願い、条例第6条第3号に規定する職務（子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関すること）に照らして、提言を行います。

川西市子どもの人権オンブズパーソン

代表オンブズパーソン 浜田寿美男

オンブズパーソン 井上 寿美

オンブズパーソン 勝井 映子

## 1 . 市内県立高校生事案の背景状況

現在、全国どの地域でも、学校のなかでさまざまないじめ現象が頻繁に発生し、いじめに苦しんで自死に至ったと疑われる深刻な事例がいくつも報告されています。このような事例が社会的に注目される際、往々にして、いじめ行為の酷さや執拗さ、その過激さに焦点が当てられがちです。ところが、本事案の場合、当該子どもが生前に受けていたいじめ行為そのものは、暴力や恐喝などを伴う過激なものではありませんでした。そして、当該子どもも、いじめ行為を加えていた子どもも、特別な指導が必要な生徒とはみられておらず、学年会議での検討対象にも挙がっていませんでした。それにもかかわらず、学校の日常のなかでいじめ行為を繰り返し受けた当該子どもは、自死にも至る深刻な心理状況に追い込まれました。このこと自体が本事案の特徴であり、それゆえにこそ、これは私たちにこれまでにない重大な課題を提起しています。

本事案においては、子どもがいまこの社会のなかでどのような状況に置かれているのかという、おとなの側の基本的な子ども理解が問われています。言い換えれば、本事案の当該子どもやいじめ行為を繰り返した子どもにとどまらず、本市で生まれ育ったすべての子どもにとって、その学校生活がどのような意味を持ち、そこでの人間関係がどのようなものになっているのかが問われているのです。

### ( 1 ) 生前の当該子どもが置かれていた状況

当該子どもは、真面目でほとんど欠席することなく学校に行き、机に向かって授業を受けていました。しかし、学業成績が振るわないことを苦にしていたことがうかがえ、学校生活を十分に楽しんでいた様子は見られません。それでも、特に問題行動を起こすこともなく、教室では静かに過ごしていたため、校内では「気になる生徒」として認識されず、日常場面で声をかけられることもほとんどありませんでした。さらに、授業を一緒に受ける同級生たちと仲間関係を築くことができず、学級のなかで孤立し、話しかける相手もない状況にありました。このような状況下で、いじめ行為を繰り返し受け、それに対してほとんど抵抗できず、黙って耐える日々だったことがうかがわれます。

当該子どもは、家庭で、まれに登校をしぶる素振りを見せることはありましたが、学校で自らが置かれている状況について多くを語りませんでした。そして、自らの抱える生きづらさについて、誰にも気づかれず、また伝えることもできないまま、2学期の始業式の前日、遺書を残すこともなく、自ら命を絶ったのです。

当該子どもは、周囲から孤立しているなかでいじめ行為を受けていただけでなく、

学校において学ぶことの意味を十分に見出せず、学校以外の場で豊かな人間関係を取り結ぶ機会も得られないまま、希望の見えない厳しい状況を生きていたと思われる。

## (2) 学校生活の行き詰まりが生きづらさに直結する構造

もちろん、いまの子どもの多くは、学校生活を楽しみ、それぞれの子ども時代、青春時代を謳歌していると思われる。しかし、本事案の当該子どもに限らず、当該学校の他の子どものなかにも、さらには市内の小・中学校に通う子どものなかにも、当該子どもと同様の状況に置かれて苦しんでいる子どもがいないかどうか、あらためて点検してみなければなりません。

こんにち、子どものほとんどが高等学校へ進学するようになり、高等学校は実質的に義務教育の延長として位置づけられるようになっていきます。そのため、子どもの生活において学校の占めるウェイトはますます大きくなり、家庭と学校での人間関係がほとんどすべてといっても過言ではない状況が作り出されています。

子どものほとんどが高等学校へ進学するのは、少なくとも高等学校を卒業しなければ職業選択の可能性が狭まり、将来の社会参加への道筋が開かれていかないという現実があるからです。そのため、義務教育段階ですでに勉強についていくことに苦労している子どもも、将来のためにということで、とりあえず進学するようになっています。ところが、学力重視の社会の流れのなかで、学年が上がるにつれて、無力感を募らせ、自らの無価値感を高め、将来への希望を見失っていく子どもも少なくありません。

そうしたなかにあっても、家庭や学校以外の場で、地域等における人間関係や、異世代間の交流といった経験が豊かにあれば、子ども自身が、さまざまに生きるおとなの姿から、それぞれの将来を見通した生活展望を築くことができるかもしれません。しかし、実際には、地域における人間関係や異世代間交流はいまや非常に希薄になっています。その結果、子どもにとって、学校生活における同世代の人間関係のみが前面に出て、そこで人間関係をうまく築くことができなければ、生きることそのものが非常に厳しいものになってしまうという側面を無視できません。本来、同世代の集団での経験と、異世代の集団での経験とは、子どもの健やかな育ちを支える条件として相補的な関係にあります。しかし、一方の極が弱体化することで、子どもの育ちの環境としてアンバランスな構造となり、それが子ども同士の間人間関係にひずみをもたらす危険性を認識する必要があります。

子どもの人間関係が、家庭と学校の枠内に閉じられたものになっているなかで、学業成績も振るわず、同年代の子どもとの人間関係もうまく取り結ぶことができず、さらにはいじめの対象として、人格が否定され、尊厳が傷つけられる経験にさらされる。

当該子どもは、まさにこのような状況に置かれていたと考えられます。

他方で、当該子どもにいじめ行為を加えていた子ども、周囲にいながらも彼らに歯止めをかけられなかった子どもにとって、日々の学校生活がどのようなものとして経験されていたのか、気にかかるところです。オンブズパーソンによる本件調査は、対象が県の機関であったため、残念ながら、当該学校における子どもの声をじかに聞くことは叶いませんでしたが、子どもにとって、学校生活が、ただ将来の進路を確保するものとしてだけでなく、人間関係を豊かにするものとしての意味を持ち得てきたのか、あらためて検討すべき課題であると思われまます。

いじめの問題を考えるにあたっては、これを単に個々の子どもの規範意識や道徳の問題としてではなく、子どもの育ちの環境をめぐる社会構造に関わる問題として理解する姿勢を欠かすことはできません。

### (3) 義務教育修了後の子どもへの支援体制の希薄さ

子どもの生活において、学校と家庭の人間関係の占めるウェートが肥大化し、高等学校が義務教育の延長のような重みをもつに至っていることと表裏一体の問題として、義務教育修了後の子どもへの支援体制が希薄である現状を指摘しておかなければなりません。

高等学校への進学があたりまえになっているいま、何らかの事情により進学できなかった子ども、いったん進学したものの中途退学を余儀なくされた子どもは、その進路展望において非常に厳しい状況に置かれます。しかし、このような状況に置かれた子どもに対する支援体制は、本市においてのみならず、全国的にもまだ十分に整備されているとは言い難いのが現状です。オンブズパーソンは、15年間にわたる制度運営のなかで、同様の状況に置かれた子どもと数多く出会ってきました。このような子どもは、自身が将来展望を見出しにくいというだけでなく、家庭の生活基盤にも不安定さを抱えていることが多く、必要最低限の支援すら受けられていないことが少なくありません。

その点、本事案の場合、当該子どもは、高等学校へ進学できるだけの生活基盤があり、ほとんど休むことなく学校に通い続けていましたが、それは学校生活が充実していたからではありません。当該子どもにとっては、成績が振るわなくとも、クラスで孤立していようとも、いじめによって尊厳が傷つけられようとも、学校に通い続ける以外の選択肢を持ち得なかったのだともいえます。将来を見据えた時、高校に行かない場合、あるいは中退した場合の支援体制があるわけでもない状況では、子どもには逃げ道がなかったのだと思われまます。

このように義務教育修了後の支援体制が希薄で、子どもに多様な進路展望を示し得

ていない状況下で、大変な苦痛を抱えながら「学校に行くしか生きる道はない」と考え、高校生活を送っている子どもが少なからずいるのではないかと、オンブズパーソンは懸念しています。引きこもりや高校中退など、周囲のおとなの目に見える形で問題が顕在化する子どもの支援体制が脆弱であることに加えて、問題が顕在化する以前のところで、学校に通いつつも苦しんでいる子どもの問題が埋もれたままになってしまふことが強く危惧されるところです。

#### (4) 本事案が川西市で起こったという事実の重み

さらに、本事案が、子どもの人権擁護・救済のための公的第三者機関であるオンブズパーソンを設置している川西市で起こったという事実は非常に重いものです。オンブズパーソンは、制度発足から既に15年目を迎え、当該子どもはそのなかで小学・中学時代を過ごしました。しかし、残念ながら、オンブズパーソンは、生前の当該子どもとつながることはできませんでした。

子どもへの広報については、市の関係機関の協力のもと、乳幼児から高校生までを対象とした電話カード及びリーフレットの配布、小学校3年生の市役所見学や中学校2年生のトライやる・ウィーク（職場体験学習）などの機会を活用し、「顔の見えるオンブズパーソン」としての広報に努めてきました。しかし、本市の子どもに対する直近の調査結果では、小学5年生の35%、中学2年生の30%が、オンブズパーソンについて「まったく知らない」と回答しています。また、辛いこと、苦しいこと、がまんでできないことなどがあった時の相談相手として、オンブズパーソンを選択肢の一つとして選んだ子どもは、小学5年生で6%、中学2年生で3%というのが現状です。さらに、「誰にも相談しない」という選択肢を選んだ子どもも、小学5年生で8%、中学2年生で9%にのぼります（川西市『平成23(2011)年度 子どもの権利条約にもとづく実感調査 集計結果報告書』）。

オンブズパーソンの存在を知らせるだけでなく、子どもの育ちを支えるおとなの一員として、子どもから、より身近な存在として感じてもらうために何をすべきか。オンブズパーソンにとっても大きな課題であり、市教委及び小・中学校をはじめとする関係諸機関との協力・連携のあり方も含め、検討が必要です。

## 2 . 提言

オンブズパーソンは、本事案から得られた教訓を市としてどのように活かしていくべきかという観点から、この間、市教育委員会ならびに市こども家庭部との意見交換を行ってきました。どちらの関係者とも、ここまで示してきた本事案の背景状況についての問題意識と、それぞれの所管する施策において本事案から得られた教訓を積極的に活かしていく姿勢を共有することができました。

本事案が示す問題状況を打開するためには、学校や家庭以外の場も含めて、地域等における多様な人間関係のなかで子どもたちが健やかに育つことのできる環境づくりを進めていくことが必要です。子どもたち一人ひとりが人生の主人公として、充実した子ども時代を過ごすことができる条件を整え、困難を抱える子どもの声をキャッチしてまちづくりに反映させていくことが、抜本的ないじめ対策にもつながると考えます。

このような観点から、市教育委員会及び市こども家庭部との意見交換も踏まえて、今後の取り組みに関し、以下の3つの提言を行います。

### ( 1 ) 子どもの置かれた状況を具体的かつ総合的に把握し、子どもが S O S を発しやすくなるための条件整備をさらに推進すること

子どもの状況を関係部署が連携して具体的かつ総合的に把握し、これを市の施策に反映させること

現在、本市では、市教育委員会、市こども家庭部、市人権推進課の各部署において、子どもに関する調査が行われています。しかし、それらの調査結果を総合し、これを各部署の諸施策に具体的にどのように活かしていくかを検討する体制が整っているように見えません。

そこで、現在行われている各種の調査の枠組みを見直すとともに、各部署が、それぞれの調査結果から浮かび上がった子どもたちの現状や政策的課題を持ち寄って協議の場を設けるなど、相互に連携して全体的な総括を行い、施策に活かせるものにしていくことが重要です。

また、今後、子どもに関する調査に取り組む際には、困難を抱えている子どもの声を意識的・積極的に拾い上げ、施策に反映していくための方策を検討する必要があります。

子どもがSOSを発しやすくなるような学習・啓発の機会を設けること

子どもにとって、困った時に誰かに相談するということは、おとなが客観的に考えるよりも非常に高いハードルがあります。実際、誰にも相談しない、できないという子どもが少なからずいると考えなければなりません。その現実をふまえて、どうすれば子どもが少しでもSOSを発しやすくなるのか、子どもの意見を十分に聴き、一緒に考えた上で、効果的な手立てを講じていく必要があります。

子どもがSOSを発するのを躊躇する心情としては、自分の話を信じてもらえないのではないか、適切に対処してもらえないのではないか、秘密にしておいてほしいことが周囲に伝わってしまわないか、身近な人に迷惑や心配をかけてしまうのではないか、誰かに助けを求めることは恥ずかしいことなのではないか等、さまざまな不安を抱えていることが考えられます。「困った時に相談することは恥ずかしいことではない」「周囲のおとなは子どものSOSを真剣に受けとめる」というメッセージを、身近なおとなが日常的に伝えることが重要です。

また、学校における取り組みとしては、総合的な学習や道徳の時間などを積極的に活用し、問題解決学習の手法なども参考にして、子ども同士が議論を行う等の活動が考えられます。その際、子どもそれぞれが自由に意見を表現することができ、また、それぞれの意見が尊重される環境を作り出すことが重要です。そうした環境でこそ、自分自身の思いを大切にすることだけでなく、他者の視点に立つことの重要性や他者を尊重することの大切さを実感的に学ぶことができるからです。もっとも、このような視点は、日常的な教科指導の場面においても同様に重視されるべきものであるといえます。

さらに、困った時に相談できる場所があることを子どもに実感してもらえるような広報・啓発活動も欠かせません。とりわけ、オンブズパーソン制度の広報・啓発にあたっては、条例第8条に規定する市の機関の責務、及び「川西市子どもの人権オンブズパーソン制度の推進等に関する規則」（以下「市教委規則」という。）第4条に規定する事項に照らして、学校とのより一層の連携・協力を期待します。例えば、市総合政策部参画協働室地域分権推進課が管轄する「まちづくり出前講座」（子ども向け・親子向け）を学校単位ないしは学年・学級単位で活用する等の方法により、オンブズパーソンが直接子どもと出会って広報・啓発を行える機会を設けることも効果的と考えます。

義務教育修了後の子どもを支援する連携体制を整備し、子どものSOSを積極的にキャッチするための環境づくりを進めること

義務教育修了後の子どもへの支援体制については、市こども家庭部において、川西市子ども・若者育成支援計画に基づく総合相談センターの設置に向けた検討が進められているところです。この総合相談センターが、困難を抱える子どもにとって真に有

益なものとして機能するためには、「待ち」の姿勢や申請型の機関では不十分であると思われます。オンブズパーソンのこれまでの経験に基づくならば、義務教育修了後、困難を抱える子どものなかには、自ら助けを求めることが難しい状況にある子どもや家庭も少なくありません。このような現実を念頭に置き、困難を抱える子どもや家族のもとに出向いて必要な支援を行い、社会資源につなぐといった、訪問型、コーディネーター的な手法も含めた対応が可能な相談支援機能を整備する必要があります。

また、総合相談センターが設置されたとしても、子どもにとって、見ず知らずのおとなに相談することは、相当ハードルが高いと考えられます。そこで、義務教育修了前の段階から、子どもに対し、卒業後に相談できる相談先を、卒業直前などの効果的な時期に、子どもにとって印象に残る方法で具体的かつ積極的にアナウンスし、例えば卒業校の教員が、支援につながる前の最初の窓口となり、必要に応じて総合相談センターやオンブズパーソンにつなぐといった連携体制の構築についても検討する必要があります。

## (2) 学校・地域等における諸活動や、子ども施策のための実態把握・立案・実施において、子どもの表明した意見を尊重し、子どもが主体的に参加できる機会を実質的に確保すること

学校に異世代交流の場を日常的に持ち込み、特別活動への子どもの主体的な参加を進めること

こんにち、子どもは、学校において同世代の集団を基本とした日常生活を送っており、地域における人間関係や異世代交流が非常に希薄になっています。子どもの育ちの環境としてはアンバランスな構造となっており、その事態がはらむあやうさを補うための方策が必要です。子どもの自尊感情を育む上で、子どもが同世代の横のつながりだけでなく、異世代の縦のつながりをもち、豊かな人間関係のなかで自らの力を発揮できる場や機会を積極的に生み出していく必要があります。

すでに本市では、いくつかの学校園所において、教育活動の一環として、異世代交流の取り組みが実施されています。このような取り組みが子どもの健やかな育ちにもたらす意義はもっと積極的に評価されてよいと考えます。そこで、オンブズパーソンは、乳幼児から高齢者にわたる異世代交流の取り組みが、単に年間行事の一つとしてではなく、日常的に子どもの学校園所での生活のなかに位置づけられるように積極的に取り組まれることを期待します。一例として、他自治体では、学校園所の空き教室を利用したコミュニティレストランにおいて一人暮らし高齢者への食事提供と子どもとの交流を行うといった具体的な取り組みが検討されており、参考になると思われます。

また、学習指導要領における特別活動（学級会、ホームルーム、生徒会活動、学校行事等）の実施にあたっては、子どもの自発性を尊重し、学級の課題について子ども自身が解決の主体として取り組むための重要な機会として位置づけることが重要です。学級の中で、それぞれの子どもに役割や活躍の場があることが、校内での「居場所」づくりや、いじめの未然防止にもつながります。

#### 地域において子どもの力を活かす取り組みを進めること

子どもは家庭や学校の一員であるだけでなく、地域の一員でもあります。その観点からみれば、まちづくり、地域づくりに子どもの力を活かすことは、子どもの育ちにとって有意義であるうえ、地域における異世代交流の機会の拡大や、まちづくり、地域づくりのさらなる活性化につながります。他自治体における、子どもの力によって地域の防災活動を充実させるというような事例は、参考になると思われます。

また、市教育委員会が実施している子ども議会も、子どもがまちづくりに参画する仕組みの一つとして非常に重要です。子どもの表明した意見が実質的にまちづくりにあたって尊重される（これは子どもの意見をすべて受け入れることではなく、その意見の重要性や実現可能性について、おとなと子どもの間で積極的な対話がなされることを意味します）よう、より一層の取り組みの推進を期待します。

#### 子どもによるさまざまな「居場所」づくりを支えること

川西市子ども・若者育成支援計画では、今後の取り組みの重点目標として「多様な形態の居場所の確保に向けた検討」が挙げられていますが、これを進めていくにあたっては、単にそのための施設をつくり、そこに子どもに来てもらうという発想では、子どものニーズとずれる可能性があります。

「居場所」とは、自分の存在が受け入れられていると感じ安心できることや、子どもが自分の力を発揮して充実した経験ができること等によって確保されるものです。地域において子どもの力を活かす取り組みを進めることとも関連しますが、既存のさまざまな活動に子どもが参加できる仕掛けをつくることにより、子ども自身が「居場所」と感じられる場を増やしていくという発想が必要です。

また、拠点施設を設置する場合、子どもが自主的に学習・文化活動等に取り組むことができる環境を整えることに加え、そこに集う子どもの主体性を引き出し、自分たちで「居場所」をつくっていくプロセスを側面的に支援する視点とスキルを持った専門スタッフを配置する等の条件整備が必要です。

(3) いじめ防止対策推進法に基づくいじめ対策の実施にあたっては、子どもの権利条約の考え方を基盤とし、「子どもの最善の利益」を確保する観点からの取り組みを進めること

いじめを加害／被害の二項対立図式でとらえて管理強化を図るのではなく、子どもを問題解決の主体とする条件整備を行うこと

いじめ防止対策推進法では、いじめについて「児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある」（第1条）として、いじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を求めています。同法において、いじめが子どもの人権にかかわる重大な問題であることを明確に規定していることは評価できます。その上で、子どもの権利の視点からいじめ対策に取り組む際に重要なのは、いじめを受けている子どもだけでなく、いじめを行っている子どもも、他者を傷つける形のコミュニケーションに陥ってしまっているという意味で、支援を必要としている子どもであるという認識を持つことです。

こんにち、いじめが社会問題化するなかで、子どもを加害／被害の二項対立図式でとらえ、被害者は保護し、加害者には警察との連携も含めて厳しい指導・処罰で臨むべきであるとする風潮がみられます。しかし、実際に発生するいじめ事象は、本事案で見られたような、身体的暴力を伴わないものも相当数あるうえ、加害者と被害者の関係が入れ替わることも多く、被害者と加害者の関係を固定的にとらえたうえでの介入策は、必ずしも実態に即したものとはいえません。また、このような認識に基づく対応は、結果的に、おとなによる子どもの管理・監視の強化につながり、子ども自身が解決の主体となって互いの関係を改善・修復し、自分たちの力で学級を「居場所」に変えていくという成長の機会を失わせてしまうことになりかねません。

子どもの権利条約を基盤としたいじめ対策で重要なのは、問題解決の主体は子ども自身であるということです。そこでのおとなの役割は、被害を受けて苦しんでいる子どもの心情を受けとめ、傷つきからの回復を図るとともに、いじめ行為を行った子どもに対しても、単にその行為を指導するだけでなく、行為に至った背景や心情を受けとめ、子どもが人間関係を改善・修復していくための援助を行うことであるといえます。

いじめ防止対策推進法の本市における実施にあたっては、あらためてこの基本的視点を確認し、市内小・中学校での主体的な取り組みがより一層推進されるよう、必要な条件整備も含めた具体的な措置をとられることを期待します。

いじめ対策の組織体制にオンブズパーソン制度を積極的に活用すること

いじめ防止対策推進法では、いじめ対策の組織として、地方公共団体におけるいじ

め問題対策連絡協議会の設置（第 14 条第 1 項）、教育委員会における附属機関の設置（同条第 3 項）、学校における教職員ならびに心理、福祉等の専門家からなる組織の設置（第 22 条）などが規定されています。

本市においては、すでに市長の付属機関としてオンブズパーソンが設置され（条例第 4 条）、1999（平成 11）年度より、いじめ問題への対応にとどまらず、広く子どもの人権問題についての相談を受け付け、子どもの人権の擁護・救済に取り組んできた経過があります。また、市教委規則においても、市教委及び本市の教育機関は、オンブズパーソン制度の運営に関して積極的な協力・援助を行い、子どもの最善の利益を図ることが規定されています。

これらを踏まえれば、本市におけるいじめ対策にあたっては、オンブズパーソン制度を子ども、保護者だけでなく、とりわけ教職員もこれまで以上に積極的に活用し、いじめ解決の取り組みを進めていくような連携体制を構築することが重要と考えます。

そこで、本市におけるいじめ対策の推進にあたっては、オンブズパーソンと学校、市教委その他関係機関との連携強化を明確に位置づけて、教職員に対する初任者研修等の機会を利用するなど、オンブズパーソン制度の理解や普及に向けた取り組みをより一層推進されるよう期待します。

川西市におきましては、これらの提言の趣旨をふまえ、今後とも、将来を担う子どもへの施策を総合的かつ効果的に推進していただくよう強く望むものです。

なお、提言の具体化にあたっては、オンブズパーソンとしても、引き続き、関係機関との意見交換を行い、より一層、積極的な連携・協力を努める所存です。

以上

## 子どもの人権オンブズパーソン制度について

---

子どもの人権オンブズパーソン制度の趣旨

オンブズパーソンの制度運営について

個別救済までの主な流れ

川西市子どもの人権オンブズパーソン制度のしくみ

# 子どもの人権 オンブズパーソン制度について

## 子どもの人権オンブズパーソン制度の趣旨

### 川西市子どもの人権オンブズパーソン条例の目的（条例第1条）

「この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。」

### オンブズパーソンの職務（条例第6条）

#### < 個別救済 >

子どもの人権侵害の救済に関すること。

子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること。

#### < 制度改善 >

前2号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関すること。

### オンブズパーソンの責務（条例第7条）

「オンブズパーソンは、子どもの利益の擁護者及び代弁者として、並びに公的良心の喚起者として、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談に応じ、又は子どもの人権案件を調査し、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。」

## オンブズパーソンの制度運営について

### 人員体制

- ・ オンブズパーソン（地方自治法上の非常勤特別職）：3名  
法曹界、学識経験者、子どもの人権関係のNPO関係者等から、市長が委嘱します。
- ・ 調査相談専門員（地方公務員法上の非常勤嘱託職員：通称 相談員）：4名  
平日週4日勤務し、オンブズパーソンのアシスタントとして日常的かつ継続的な活動に従事します。子どもや保護者等からの相談や申立てを最初に受け、オンブズパーソンに報告します。相談の継続や調査活動にも携わります。そのうち1名がチーフ相談員となり、相談・調査等の関係機関との連絡調整を担当します。
- ・ 調査相談専門員（地方自治法上の専門委員：通称 専門員）：8名  
オンブズパーソン経験者等から選任され、オンブズパーソンや相談員を助ける専門家（法律、医療、学校教育、福祉等）。オンブズパーソンから必要な専門的知見や情報提供を求められたときに活動します。
- ・ 事務局職員（行政職）：1名  
オンブズパーソン及び相談員の業務の補佐や、事務局の庶務等を担当します。

### 相談活動（p.26～33 参照）

- ・市内の18歳未満の子ども（在住・在学・在勤）のことであれば、誰でも相談できます。子ども、保護者、教職員、行政職員、その他の市民が容易にアクセスできるように、相談への入口を広く設定しています。
- ・電話受付は祝日を除く月曜日から金曜日の10時～18時です。そのほかの時間帯は、留守番電話やFAXで対応しています。
- ・初回の相談者がおとなである場合にも、できるだけその相談者を介して当該の子どもにも会って話を聞いています。
- ・必要に応じて申立てを受け付けて調査を実施する用意のもと、相談に応じます。
- ・電話相談、または事務局や相談室「子どもオンブズクラブ」での面談により行います。子どものニーズに応じて自宅や地域に訪問することもあります。

### 調整活動（p.34～36 参照）

- ・相談活動の一環として、子どもの人間関係の修復・再構築のために、関係調整や関係機関との連携を行います。オンブズパーソンが子どもと子どもにかかわりのあるおとな（教員や保護者など）の橋渡し役となり、おとなに子どもの心情が伝わるよう建設的な対話に努める中で、「子どもの最善の利益」の実現のために、子どもにとってよりよい人間関係があらたにつくり直されていくことを目指します。

### 調査活動（p.46～49 参照）

- ・条例は、オンブズパーソンに市の機関に対する調査権（条例第11条）、勧告および意見表明権（条例第15条第1項及び第2項）を付与しています。
- ・オンブズパーソンの調査活動では、子どもの人権侵害からの救済をはかり、「子どもの最善の利益」を確保するために、市の機関による主体的な取り組みを促し支援するとともに、再発防止策等の具体的な提案を行います。
- ・市の機関に対しては、「オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない」（条例第8条）と規定し、あわせて、勧告・意見表明の尊重義務（条例第15条第3項）を課しています。

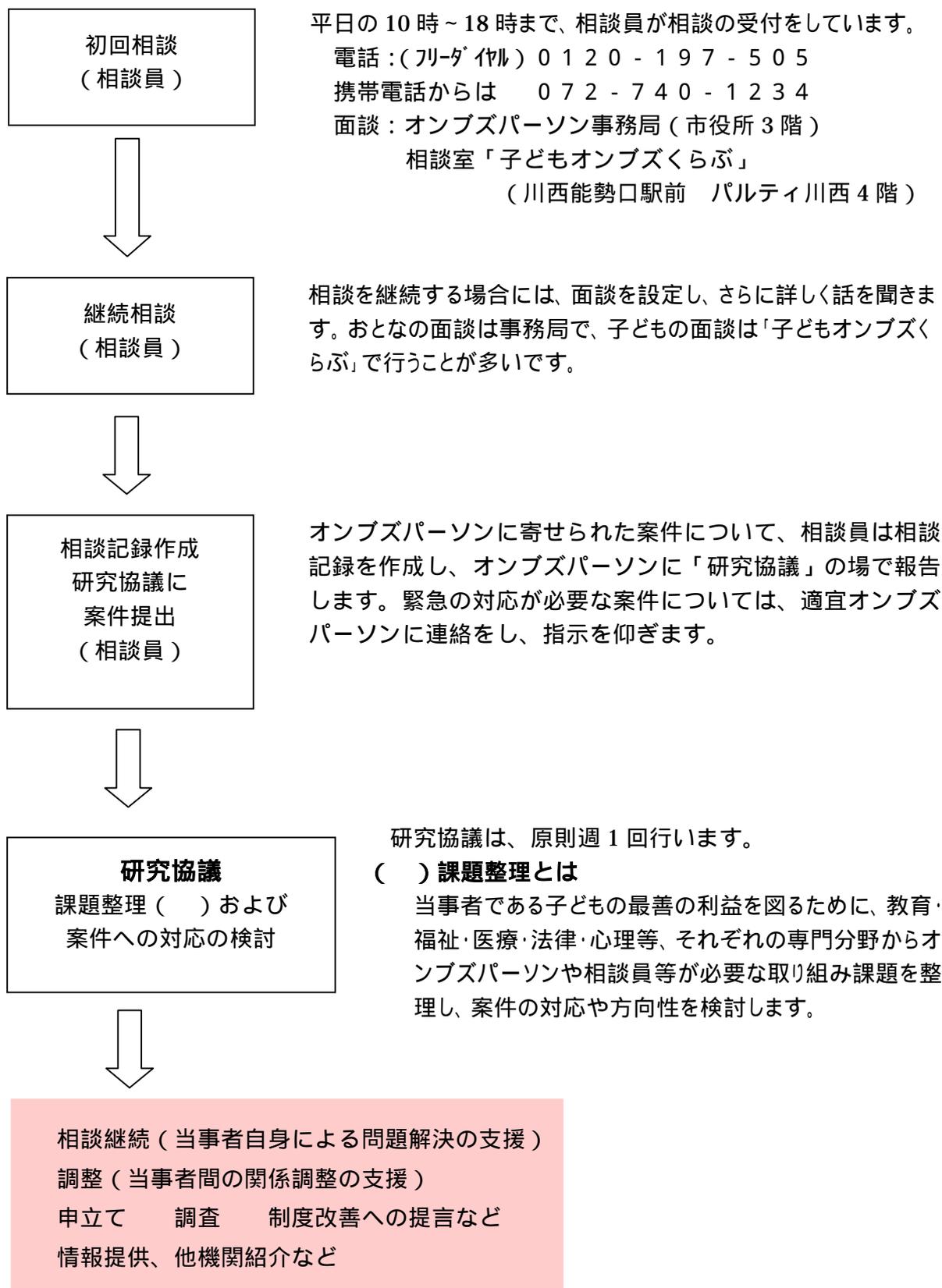
### 広報・啓発活動（p.54～60 参照）

- ・「子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること」（条例第6条第2号）というオンブズパーソンの職務に基づいて、広報・啓発活動に取り組んでいます。
- ・「市の機関は、子ども及び市民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもがオンブズパーソンへの相談並びに擁護及び救済の申立てを容易に行うことができるため必要な施策の推進に努める」（条例第21条）としています。

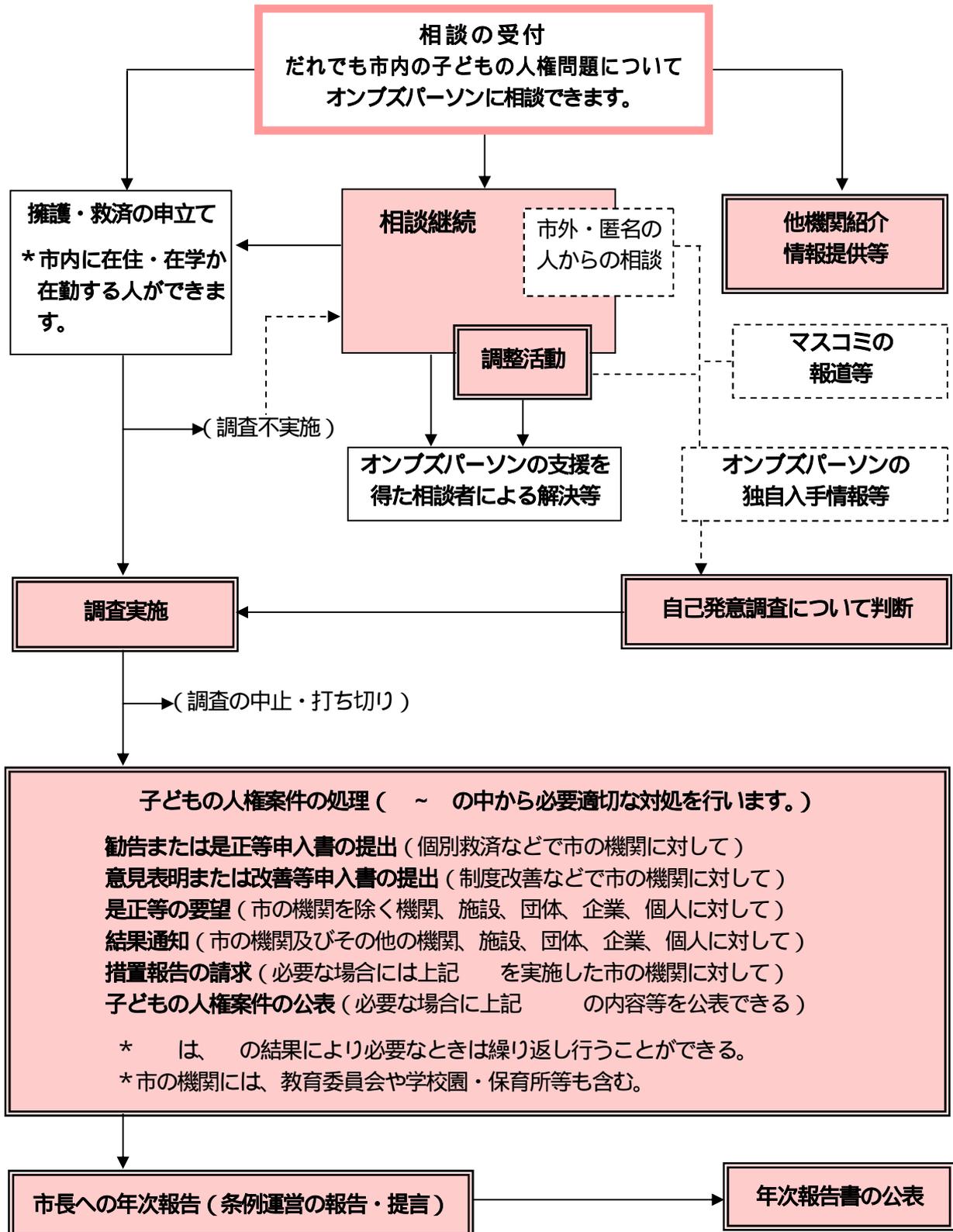
### オンブズパーソン会議と研究協議（p.62～64 参照）

- ・オンブズパーソンが条例の手続きに基づいて「オンブズパーソン会議（原則公開）」を開催し、重要事項はここで決定します。
- ・「研究協議（ケース会議）」（非公開）は、週1回の午後半日をかけて、受け付けた案件への対応等について話し合います。

## 個別救済までの主な流れ



# 川西市子どもの人権オンブズパーソン制度のしくみ



\* 図中の二重線枠内は、オンブズパーソンによる対応等を示す。



# オンブズパーソンの相談・調整活動

---

2013 年次の相談状況

相談内容

相談の特徴

人と人をつなぐ「調整活動」

調整活動の様子 - 事例紹介 -

相談員コラム

# オンブズパーソンの相談・調整活動

## 2013年次の相談状況(211案件、延べ920件)

2013年次に受け付けた案件数<sup>1</sup>は211案件で、延べ件数<sup>2</sup>は920件でした。この中には、相談者に他機関等を紹介した案件、あるいは必要な情報を提供して終了した案件、または相談者の意向をふまえて、学校・園、教育委員会、こども家庭部等の関係機関に働きかけて調整活動を行った案件も含まれています。

前年次との比較では、案件数は13案件増加し、延べ件数は233件も増加しています。前年次の延べ件数は制度運営開始以来の最高値を記録しましたが、2013年次はそれをさらに大きく上回る事となりました。

近年、複数の関係機関が相互に連携しつつ長期にわたって子どもと家庭を支援する必要のある案件が目立つようになり、オンブズパーソンの業務も多岐にわたっています。

### 月別の相談件数

2013年次は、前年次と比較して、8月以外のすべての月で延べ件数が増加しました(図-1)。年間を通して、関係機関との連携が必要な案件への対応が途切れることなく求められていたことが、この数値に反映しています。

図Ⅲ-1 月別相談受付件数(2013年次と2012年次)

2013年次 年間合計:211案件、延べ件数920件

2012年次 年間合計:198案件、延べ件数687件



(注)グラフ内の数字は2013年次の受付案件数および延べ件数である。

- 1 1人の相談者についての初回から終結までの相談を1案件とする。
- 2 たとえば1案件で3回の相談を受けた場合は、延べ件数3件と数える。

## 相談者の内訳

2013年次の延べ件数 920 件の内訳は、子どもが 343 件（37.3%）、保護者が 360 件（39.1%）、教職員等その他のおとなが 217 件（23.6%）でした（表 - 1、図 - 2）<sup>3</sup>。家族関係の問題や生活基盤の弱さなど複合的な困難を抱えている子どもや家族の支援にあたっては、子ども・保護者・関係機関それぞれに継続的なかわり、密なやりとりが求められるという実態がこれらの数値にあらわれています。

延べ件数全体における相談者の内訳をみると、子どもについては、多い順に、小学生高学年（16.5%）、高校生・中卒後の子ども（8.0%）、中学生（7.8%）、小学生低学年（4.8%）、就学前の子ども（0.1%）となっています。また、保護者以外のおとなについては、教員や保育士（5.5%）よりも行政職員（12.9%）が高い割合を示すようになっていきます（図 - 3）。

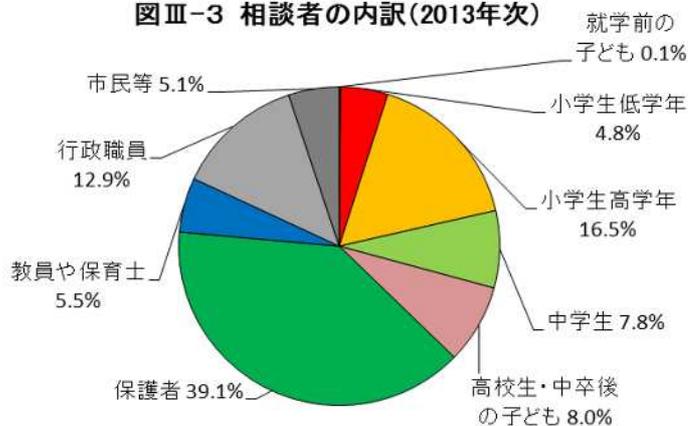
図Ⅲ-2 各年次の相談者割合



表 - 1 各年次の相談件数(延べ)とその内訳

年次	子ども	保護者	教職員等	合計
2001	134	382	134	650
2002	180	369	104	653
2003	135	311	79	525
2004	173	263	68	504
2005	225	289	74	588
2006	246	311	46	603
2007	246	304	52	602
2008	272	317	59	648
2009	243	219	55	517
2010	293	175	69	537
2011	262	219	117	598
2012	217	262	208	687
<b>2013</b>	<b>343</b>	<b>360</b>	<b>217</b>	<b>920</b>

図Ⅲ-3 相談者の内訳(2013年次)



3 図や表の数字は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

## 相談受付の方法と場所

初回相談受付の方法で最も多いのは電話（52.6％）です。ただし、割合の変化を前年次と比較すると、電話は10ポイント減少し、一方で来所（事務局・オンブズくらぶ）による面談が9.6ポイント、訪問（自宅・学校・行政・その他）による面談が1.5ポイント増加しています（表-2）。悩みを抱えた保護者が最初から直接来所する、子どもについては保護者と一緒に来所したことをきっかけにかかわりをはじめるといった案件も多くあります。

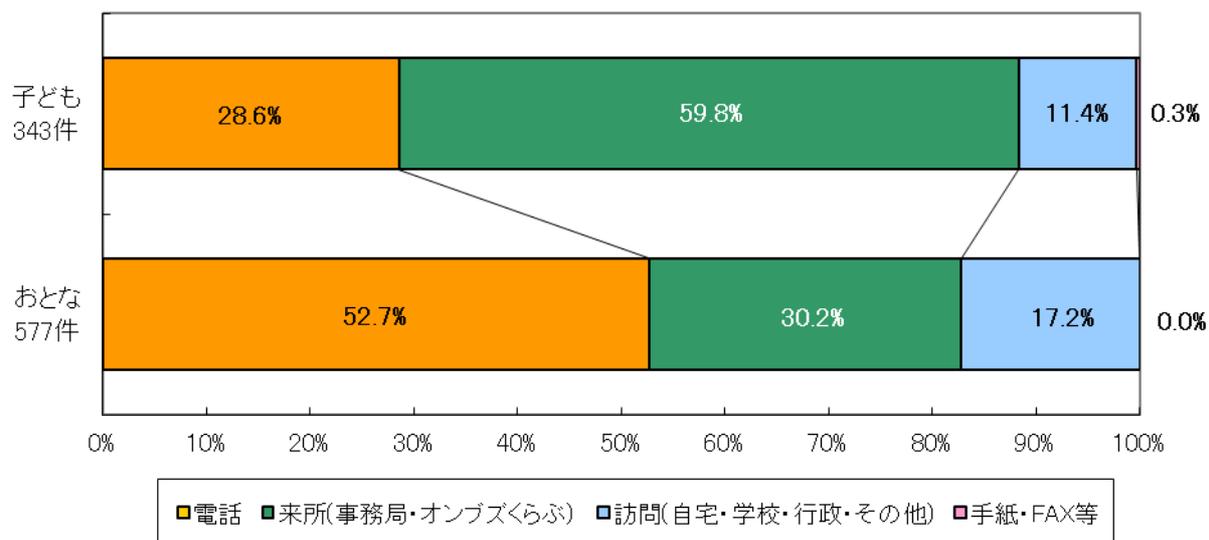
延べ件数でみた場合の相談受付の方法を子どもとおとなで比較すると、子どもは来所（事務局・オンブズくらぶ）が多く（59.8％）、おとなは電話が多い（52.7％）という傾向がみられます。前年次に引き続いて、関係機関に足を運んでの話し合いも増加傾向にあります。2013年次の特徴は、子どもとの面談において訪問が増加（11.4％）していることです（図-4）。放課後も部活動や習い事で忙しく、相談受付時間内の来所相談が難しい子どもや、不登校状態で自宅から外出しにくい子どももいます。そのような個々の子どもの事情に合わせて、自宅等への訪問による面談を行うこともしばしばありました。

表 -2 初回相談受付の方法と場所

相談の形態	2013年次		2012年次		割合の変化 (A-B)
	案件数	% (A)	案件数	% (B)	
電話	111	52.6%	124	62.6%	-10.0
来所(事務局・オンブズくらぶ)	66	31.3%	43	21.7%	+9.6
訪問(自宅・学校・行政・その他)	34	16.1%	29	14.6%	+1.5
手紙・FAX等	0	0.0%	2	1.0%	-1.0
計	211	100.0%	198	100.0%	

注) 小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

図Ⅲ-4 相談受付の方法(2013年次)

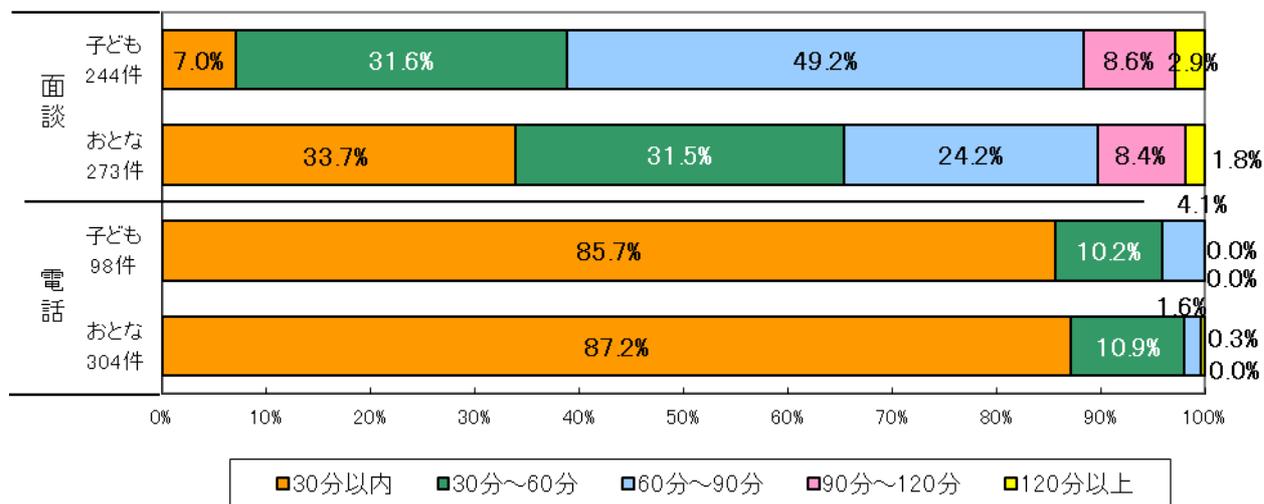


### 相談の所要時間と時間帯

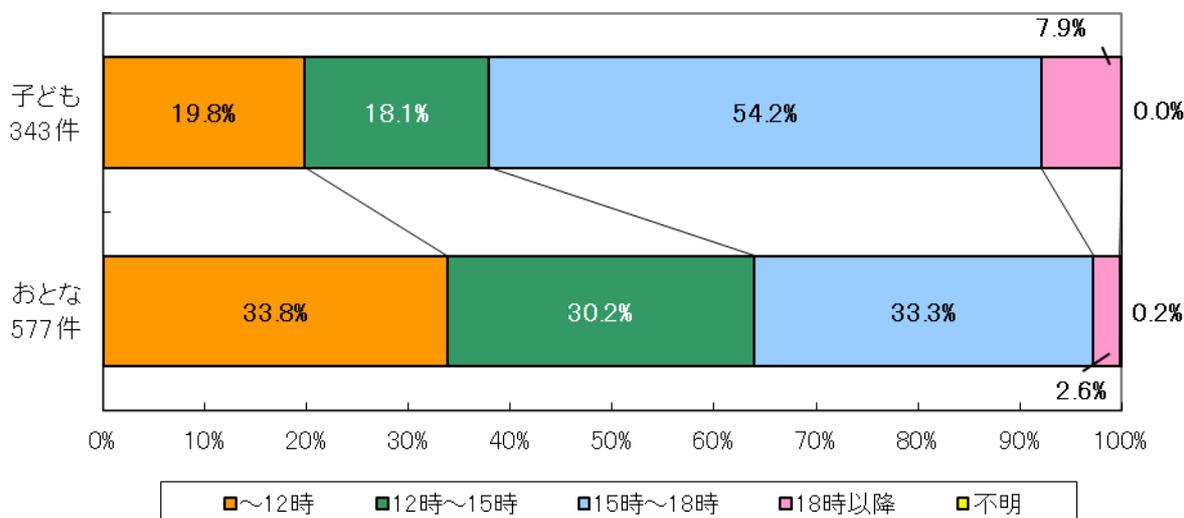
子どもとの面談の所要時間は、おとなと比べて長時間になる傾向があります。2013 年次は子どもの面談の半数以上が 60 分以上となっており、90 分以上の面談も 11.5%にのびります(図 - 5)。ここには、子どもに付き添って関係機関を訪問した案件も含まれます。

相談受付の時間帯は、おとなは 15 時までが 64.0%、子どもは 15 時以降が 62.1%と、それぞれの生活時間に対応しています。ただし、子どもの 15 時までの相談割合も 37.9%にのびています。これは、不登校状態の子ども、中学校卒業後に進路に悩んでいる子どもや居場所のない子どもの相談をこの時間帯に受けることが多いためです。また、相談受付時間内の来所相談が難しい子どもの相談も増えており、18 時以降に電話ないしは自宅訪問等の形で対応した割合が 7.9%となっています(図 - 6)。

図Ⅲ-5 相談の所要時間(2013年次)



図Ⅲ-6 相談受付の時間帯(2013年次)



## 相談内容

相談内容の分類は、22 項目です。初回の相談で相談者が主として訴えている内容は、どのようなものが多いのかについてまとめました(表 - 3)。ただし、ここで扱っている数字は、初回の相談内容を示すものであり、同一の相談者と継続して相談を重ねていくうちに、相談内容が変わっていく場合があります。また、同一の子どもに関する相談でも、複数の相談者がいる場合には、相談者によって訴えの内容が異なることもあります(図 - 7)。

### 子どもからの相談

主訴(初回)の内容は、案件数の多い順に、「家族関係の悩み」(21.7%)、「交友関係の悩み」(18.3%)、「不登校」(18.3%)となっており、これら3項目で全体の約60%近くを占めています。

「交友関係の悩み」では、気持ちを整理する中で、一回限りの相談で終了する案件も少なくありませんが、その一方、「家族関係の悩み」「不登校」に関する案件では、子どもと長期のかかわりを継続するケースが多くなっています。「家族関係の悩み」と「不登校」が重なり、学校にも家庭にも居場所がないという子どももいます。そのような案件では、保護者など子どもの身近なおとなも生活上のさまざまな困難を抱えている場合が目立ちます。

### おとなからの相談

主訴(初回)の内容は、案件数の多い順に、「家族関係の悩み」(15.9%)、「いじめ」(10.6%)、「子育ての悩み」(9.9%)、「不登校」(9.3%)、「家庭内虐待」(9.3%)となっており、この5項目で全体の過半数(55.0%)を占めています。

子どもと同様、おとなの相談でも、「家族関係の悩み」が主要な課題として浮上しています。保護者から「家族関係の悩み」と「子育ての悩み」が重複して語られる案件もあり、家族間でさまざまな問題が起こり、そのことが子育てにも影響を及ぼし、子育てをめぐる問題が起こればそのことが引き金となって家族間での新たな問題が起こるといった悪循環に陥っている場合が少なくありません。「不登校」が主訴の案件でも、その背景に、家族関係の問題や生活基盤の問題を抱えている案件が目立ちます。

また、社会的にもいじめ問題が注目されている中で、保護者からいじめへの強い不安が寄せられています。子どもが継続的にいじめを受けており厳しい状況にある様子がうかがえる場合には、保護者を介して子どもとつながり、問題解決に向けて調整活動を実施した案件もありました。

表 -3 相談案件における主訴の内容(初回) (2013年次と2012年次)

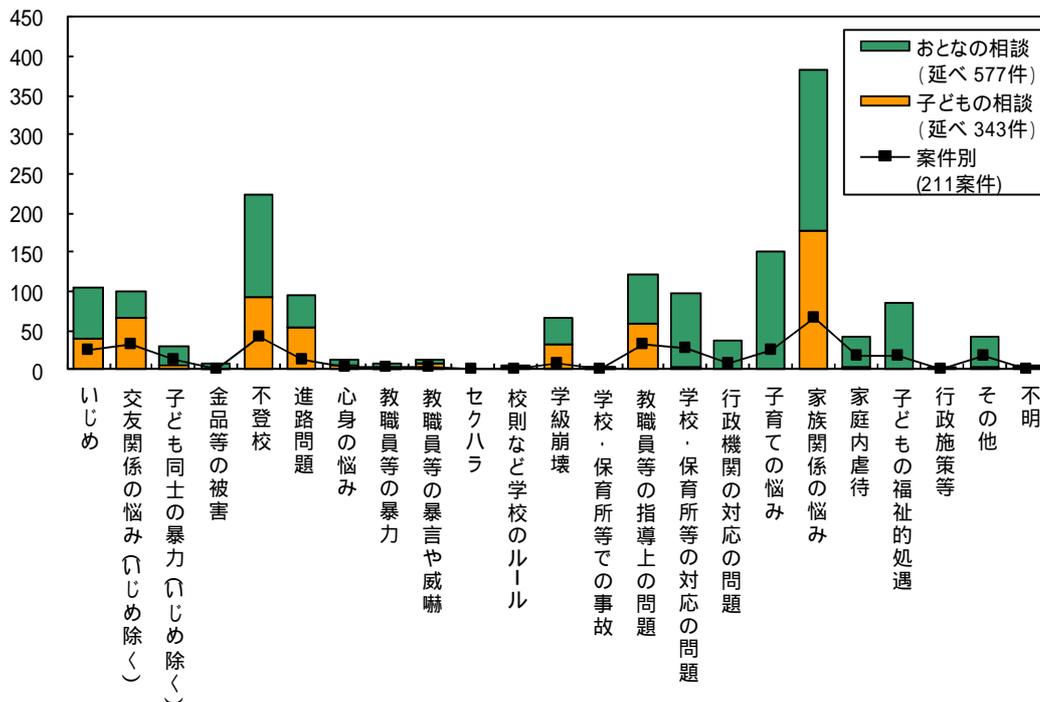
主訴となった事項	子ども		おとな	
	2013年次	2012年次	2013年次	2012年次
いじめ	6.7%	16.7%	<b>10.6%</b>	17.3%
交友関係の悩み(いじめ除く)	<b>18.3%</b>	13.9%	5.3%	4.3%
子ども同士の暴力(いじめ除く)	5.0%	2.8%	5.3%	3.1%
金品等の被害	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%
不登校	<b>18.3%</b>	8.3%	<b>9.3%</b>	7.4%
進路問題	1.7%	2.8%	2.0%	6.2%
心身の悩み	3.3%	2.8%	0.7%	1.2%
教職員等の暴力	1.7%	2.8%	1.3%	2.5%
教職員等の暴言や威嚇	5.0%	2.8%	0.7%	3.7%
セクハラ	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
校則など学校のルール	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%
学級崩壊	3.3%	0.0%	2.6%	0.0%
学校・保育所等での事故	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
教職員等の指導上の問題	6.7%	5.6%	4.6%	8.6%
学校・保育所等の対応の問題	1.7%	2.8%	4.6%	5.6%
行政機関の対応の問題	0.0%	0.0%	1.3%	2.5%
子育ての悩み	0.0%	0.0%	<b>9.9%</b>	9.3%
家族関係の悩み	<b>21.7%</b>	8.3%	<b>15.9%</b>	10.5%
家庭内虐待	3.3%	5.6%	<b>9.3%</b>	7.4%
子どもの福祉的処遇	0.0%	2.8%	6.6%	5.6%
行政施策等	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%
その他	3.3%	5.6%	9.3%	3.7%
不明	0.0%	13.9%	0.0%	0.0%
計 [%]	100%	100%	100%	100%
[案件数]	60 案件	36 案件	151 案件	162 案件

(注1)2012年次は198案件,2013年次は211案件の内訳。囲みの数字は年次ごと・相談者ごと案件数の多い順を示したもの。

(注2)教職員等には、保育士・幼稚園教諭などを含む。

(注3)「不明」には、いたずら電話などを含む。「不明」は、順位から除く。

図 -7 相談内容の状況 (2013年次)



(注)相談者の「主たる訴え」に該当する一つをチェックし、その他にも具体的な訴えの事項が認められた場合に、それを「副次的訴え」としてさらに一つをチェックし、それを合算してグラフにした。

## 相談の特徴

2013 年次は、就学前から中学生までの時期で、子ども本人の相談よりもおとなの相談件数が上回っています。小学生高学年に関しては、おとなの相談が子どもの2倍近くの数値を示しています(図 - 8)。保護者の相談だけでなく、関係機関との話し合いを行ったものも含まれていることがこの数値に反映しています。各学齢別に、初回相談時の主たる相談内容で多いものを挙げると、それぞれ下記のような特徴がみられます(表 - 4)。

問題となっている関係では、「子ども同士」「子どもと学校・保育所・教職員等」「子どもと保護者・家族」の合計で相談全体の70%以上を占めています。特に2013年次は、「子どもと保護者・家族」の関係が問題になっている割合が非常に高い値を示しています(表 - 5)。

### 就学前の子ども

子どもが親から虐待を受けているのではないかと心配する近隣住民からの情報提供を受け、子育て・家庭支援課と意見交換した案件が複数あります。その他、幼稚園・保育所における子ども同士の関係について保護者から相談を受けた案件もありました。

### 小学生の子ども

低学年・高学年ともに、虐待の疑いも含めて家庭生活上の問題が生じている案件や、子どもの不登校の背景に家族関係の問題を抱えている案件が複数あり、子ども・保護者と相談を継続しつつ、関係機関と検討会議を行い、子ども支援や福祉的処遇等の対応について話し合いました。

### 中学生の子ども

学校に行きづらくなっている子ども及びその保護者からの相談を継続した案件や、いじめに関する相談を受けて、調整活動を実施した案件もありました。

### 高校生・中卒後の子ども

家族関係に悩む子ども本人からの相談や、高校でのいじめに関する子ども・保護者からの相談を受けました。義務教育を終えた子どもが学校や家庭で生活上の課題に直面した際に対応できる相談窓口がないこと、学校や家庭にも居場所をもてない子どもが少なくないなどの課題が浮き彫りになっています。

図Ⅲ-8 子どもの学齢分布(2013年次)

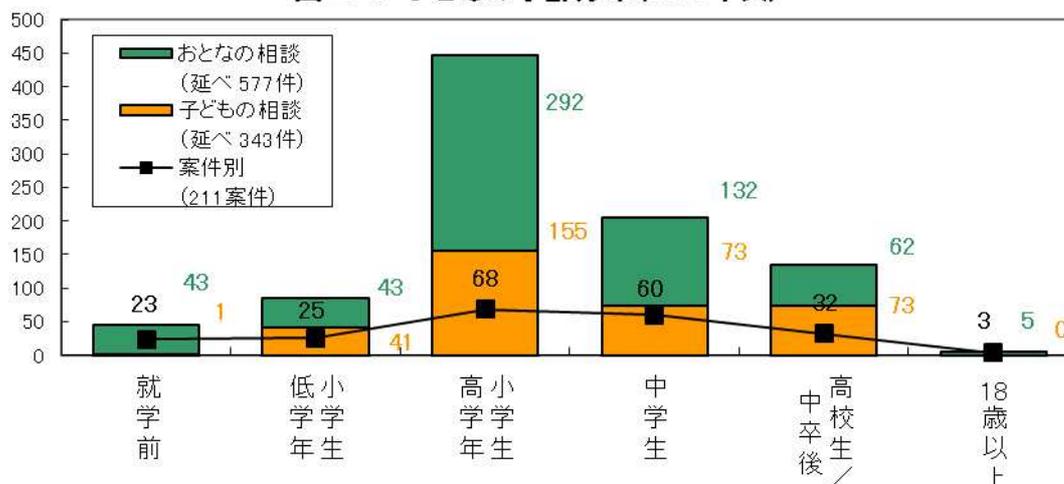


表 -4 学齢別の主たる相談内容(2013年次)

	相談内容(件数)
就学前 (23案件)	・家庭内虐待 (7案件) ・家族関係の悩み (3案件) ・交友関係の悩み (3案件)
小学生 低学年 (25案件)	・家庭内虐待 (6案件) ・教職員等の指導上の問題 (4案件) ・家族関係の悩み (3案件)
小学生 高学年 (68案件)	・家族関係の悩み (15案件) ・子どもの福祉的処遇 (8案件) ・交友関係の悩み (7案件) ・不登校 (7案件)
中学生 (60案件)	・不登校 (13案件) ・いじめ (10案件)
高校生/ 中卒後 (35案件)	・家族関係の悩み (11案件) ・いじめ (4案件)

(注) 各学齢で、案件数の多いものをあげた(18歳以上は除く)。

表 -5 問題となっている関係 (2013年次)

関係性	主たる関係		副次的関係		合計	
子ども同士の関係	240	26.1%	73	9.4%	313	18.4%
子どもと学校・保育所・教職員等との関係	207	22.5%	203	26.0%	410	24.1%
子どもと保護者・家族の関係	385	41.8%	147	18.8%	532	31.3%
子どもと行政機関との関係	1	0.1%	26	3.3%	27	1.6%
子どもとその他のおとなとの関係	9	1.0%	5	0.6%	14	0.8%
保護者と学校・保育所・教職員等との関係	45	4.9%	124	15.9%	169	9.9%
保護者と行政機関との関係	8	0.9%	83	10.6%	91	5.4%
保護者同士の関係	10	1.1%	22	2.8%	32	1.9%
子どもをめぐる家族の関係	8	0.9%	87	11.2%	95	5.6%
子どもをめぐるその他おとな同士の関係	3	0.3%	10	1.3%	13	0.8%
その他	4	0.4%	-	-	4	0.2%
合計	920	100.0%	780	100.0%	1700	100.0%

## 人と人をつなぐ「調整活動」

### 調整活動とは

オンブズパーソンが相談の一環として取り組む重要な活動に調整活動があります。調整活動とは、「子どもの最善の利益」を図るために、オンブズパーソンが子どもに関係する教員や保護者などに直接出会う、子どもの代弁（アドボカシー）に努め、関係するおとなと建設的な対話に入るための環境づくりにあたることです。相互の人間関係のつくり直しを支援し、必要に応じて関係機関との連携も行っています。子どもの立場にたって、子どもを取り巻く人々や環境に働きかけ、人と人をつなぐことに主眼をおいています。

オンブズパーソンが関係機関から一定の独立した公的第三者機関として位置づけられていることによって、子どもを中心にして関係する人々や機関をコーディネートしやすい仕組みになっています。

調整活動では、個々の子どもが置かれた状況に即して、以下のような取り組みを進めていきます。

- ◇ 子どもと保護者、子どもと教職員、保護者と教職員など、子どもを取り巻く人間関係において、意思疎通がうまくいかない場合に、オンブズパーソンが両者の間に立って、お互いの気持ちを橋渡しする。
- ◇ 学校や教育委員会、こども家庭部など関係機関と連携し、当該子どもの理解と今後の支援の方向性について話し合う。

子どもに関係するおとなが対話を積み重ねることにより、子どもの置かれた状況について共通理解を図り、子ども中心の支援を展開することができます。

### 子どもの安心の回復のために

子どもに関する問題が起きた場合は、子どもと周りのおとなや、周りのおとな同士で、意思疎通が難しくなり関係不全に陥っている状況があります。子どもにかかわる周囲のおとなが、対立的な関係ではなく、お互いに信頼し合い、つながり合える関係を再構築していくことが、子どもを支援するために重要です。関係調整が一定の段階に達した時には、オンブズパーソン立ち会いのもと、当事者同士（子どもと教職員等）の直接の対話の機会を設け、双方がお互いの考えや思いを聞き合うことにより、相互理解が生まれ、問題の打開が図られていくことがあります。

子どもの人権侵害は、子どもの身近な人間関係において起きています。そのため、子どもを取り巻く人間関係がよりよくなり直されていくことが、子どもの安心の回復につながっていくのです。

## 調整活動の様子 - 事例紹介 -

2013年次に取り組んだいじめに関する二つの事例に基づいて、調整活動の様子を紹介します（事例の内容は、個人情報保護の観点から一部加工しています）。

### 【Aさんの事例】

中学生のAさんから、教室に置いていた自分の持ち物が誰かに壊されるということが繰り返され、こわいし、とてもつらい思いをしているとの相談があった。誰がやっているかわからないということが不安で、Aさんは教室で授業を受けることができなくなっていたが、勉強や部活はしたいということで別室登校をしていた。

オンブズが会って話を聞くと、はじめAさんは、とにかく誰がやったのかを見つけてほしいという主張だったが、話していくうちに、本当は教室に戻ってみんなと授業を受けたい、でも誰が壊したかわからない状況では教室に入りづらいという思いを話してくれた。先生は「早く教室に戻っておいで」と言ってくれるけれど、今の状況では安心できないし、先生はその気持ちをわかってくれないという。そこでオンブズが学校に出かけて先生から話を聞いたところ、先生もAさんのことが心配で気にかけていて、「早く教室に戻っておいで」と声をかけてきたのも、むやみに促しているのではなくて、とにかくAさんのことを励まそうという思いからだという。

Aさんの気持ちが先生にちゃんと伝わっておらず、先生の思いがAさんに十分伝わっていないというすれ違いが起きていて、そのために両者の関係がぎくしゃくしていると考えたオンブズは、Aさんに、オンブズ立会いのもと、先生に気持ちを伝えてみないかと提案して、了解を得た。先生に自分の気持ちを伝えようという日、Aさんはとても緊張していたが、それでも不安に思っていること、疑問に思っていることを先生に自分のことばで伝えることができた。先生もまたゆっくり話を聞いて、全力でAさんのことをサポートしたいと思っていると話してくれた。この話し合いがきっかけになって、Aさんは、先生が見守ってくれていることを信じることができ、先生としゃべりやすくなった。そのことで、Aさんは少しずつ元気を取り戻し、やがて教室で授業が受けられるようになった。

頭のなかであれこれ考え込んで疑心暗鬼に陥るのではなく、とにかく直に会って気持ちを伝え合うことが大事だということをおぼろげに思い知らされた事例だった。

## 【Bさんの事例】

小学生高学年のBさんの保護者から、クラス自体が騒がしい中、Bさんの所属するグループ内で力関係があり、Bさんがからかいや嘲笑の対象にされており、しんどい状態であること、学校にも行きにくくなっているという相談があった。そこでまずBさん自身の話を聞こうということで出会うことになった。

Bさんに聞いてみると、グループ内のいやがらせやいじめ行為にしんどさを感じているが、そのグループから離れて友達がなくなることも心配だという。また、自分が困っている時に担任が助けてくれないと感じていた。Bさんの保護者もまた、Bさんの窮状がなかなか伝わらない状態に、担任や学校に対する不信感を強めていた。

あれこれ事情を聞いていくうちに、Bさんの属していたグループ自体が担任に対するネガティブな思いを強めており、そのグループを中心にクラスが荒れている状況があり、Bさん自身がこのグループ内の力関係で厳しい状況にあることが分かった。そこで、オンブズが間に入り、学校とBさん・保護者の間をつないで話し合った結果、学校がBさんに対する理解を深めるところとなり、Bさんへのまなざしが緩み、Bさんの実際に困っている場面で担任が間をとりもつことが増え、Bさんも守られているという思いを強くした。そうして、Bさんは担任や学校に対する信頼を取り戻し、担任への感謝の気持ちを口にするようになった。

オンブズが学校とBさんの間をやり取りする中で、クラスを安定させていきたいという学校、保護者、子どもの思いが一致し、それぞれの努力とあいまって、少しずつクラスが穏やかになって、本事案を終結とした。

オンブズが子どもと学校の間に入り、お互いの思いを伝えることで、相互理解が進み、関係改善に向かった事例である。

## 赤ちゃんの世界は、すごい

相談員 新林 智子



—昨年9月に子どもを出産しました。アラフォーの初産で、妊娠中から大変な面もありましたが、みんなに助けられ、なんとか育児をしつつ、仕事に復帰しています。

「産んでからが大変よ～」という周りの経験者の声が、今一つピンときていませんでした。けれど、その意味がやっとわかりました。このデジタルで便利な時代に、よくもまあ、こんな手のかかるお世話をやっているんだなあと、びっくりしました。おっぱいがうまく出ない時期は、苦しくて痛くて不安なものでした。ウンチはもれるし、おしっこはひっかけられる。疲れて眠くてたまらない時に、ぐずって泣いて、なにをやっても泣き止まないと、ものすごく追いつめられた気持ちになります。最初の1か月は、赤ちゃんとの気持ちがかみ合わなくて、何度ももうダメだと思いました。寝不足の頭で考えるのでロクなことはありません。この先もずっとこんな調子か、自分は子どもを育てられないのではないか。こういう時は、自分がかかなり疲れていると思うようになりました。

仕事で、いろんな親御さんから子どもの困りごとを伺いますが、この親御さんたちも、みんなここからスタートしたのか～と思うようになりました。切実な困りごとを抱えているけど、でも、よくここまでやってこられたなという感じがします。

子どもを育てるのは、それなりに楽しみを見いだせると、我慢や踏ん張りがききやすくなり、あったかい励ましや応援があって、やっていけるものだとしみじみ思います。

自分自身が赤ちゃんを可愛いと思うのも大事ですけど、家族や誰か、一緒に子育てをする人々と、赤ちゃんの面白さや可愛さを分かち合えると、楽しく、幸せな感じがしています。例えば、託児所の先生から話を聞いたり、連絡帳に書き合うことで、ふだん分からない姿や先生独自の見方を教えてもらいます。

どうも、赤ちゃんの世界はとてもおもしろいようです。この託児所では、部屋が狭いこともあり、いろんな年齢の子どもが同じフロアですごしています。満1歳前後の子どもたちが、うちの子どもに対して、「赤ちゃん」かわいいねえと頭をなでようとしたり、ベビーベッドで寝ていると、よちよち歩きで、積み木やぬいぐるみなどをつかみプレゼントのように持って行ってあげたりするそうです。初めての言葉「ママ」の次が「赤ちゃん」で、うれしそうに呼ぶ子ども。2歳では、おままごとで食べさせようとする子ども、自分の膝に抱っこしたいとせがみ、先生に持ってもらいながら抱っこする子ども。私からすると、

つい最近までみんな同じような赤ちゃんなのですが、先生が教えたわけでもなく、自然にとっても楽しんでやっているそうです。そして、さらに面白いのは、うちの子どもも、とても喜び、みんながかかわってくれるたびに、笑ったり、声を上げたり、そばに行きたがったりすることです。人生の最初に、こんな楽しい世界に身を置くことができ、何て幸せなんだろうと思います。先生によると、同じ月齢や年齢では、こういう光景は見られず、けんかやおもちゃの取り合いになってしまうことが多いそうです。

幼いものを可愛がる気持ちは、こんなに初めから、自然に起こってくるものだと気づかされました。一人ひとりの子どもが秘める力を大切にしつつ、今後も相談にかかわっていきたいと思います。

\* \* \* \* \*

「なんでそんなことしたん？」

相談員 平野 裕子

私は小学校1年生のとき、泥だんご作りにはまっている時期がありました。仲の良かったYちゃんと一緒に、休み時間になると、運動場の砂場に一目散に走って行って、泥だんご作りには熱中していました。誰かに教えてもらったわけではなく、全くの自己流でしたがYちゃんと私は、どうやったら硬くてツルツルの泥だんごができるか日々研究を重ねていました。私たちの泥だんごの作り方は、まず湿らせた茶色の土をだんご状に丸めます。そして、何度も何度も手で押し固めます。



最後に「さら砂(私たちは、白くてさらさらした砂のことをこう呼んでいました)」を繰り返しかけ、表面を滑らかにします。このさら砂を丁寧にかける作業がとても大切で、少しでもよいさら砂を見つけるために、運動場のいろんなところに探しに行きました。授業中も泥だんごのことをよく考えていたと思います。当時の私は、勉強よりも泥だんごに学校生活をかけていたといっても言い過ぎではないような。とにかく泥だんご作りにはまっていた。

そしてそのうち、失敗を重ねながらも、満足のいく泥だんごができるようになったとき、新たな問題が発生しました。それは、休み時間が終わったらこの泥だんごを置いておく場所がないということ。せっかく丹精込めて作ったのだから、つぶしてしまうのはもったいないし、だからといって教室に持って帰るわけにはいかない。困ったYちゃんと私は泥だんごを隠しておく場所を探しました。つぶさずにおいておくことができれば、また次の日

はさらにそこからさら砂をかけて、もっとツルツルの泥だんごができると考えたからです。2人で運動場をウロウロし、土管のくぼみ、タイヤの間などいろんなところを試しました。けれど、毎回、次の休み時間に見にいくと割れています。よりよい場所を探していた私たちは、あるとき、遊具の所にあった木の平均台と地面の間にちょうど良い隙間を見つけ、早速「ここは大丈夫かもしれない！」と喜んで隠しました。

次の休み時間にわくわくしながら平均台の下を見に行ったYちゃんと私は衝撃の場面に出くわします。なんと、同じクラスのNくんがせっかく隠したYちゃんと私が作った泥だんごをわざとつぶしていたのです。それを見たYちゃんと私はびっくりして、Nくん「ひどーい」と抗議しました。するとNくんは、謝りもせず、その場から走って逃げて行ったのです。あんまりにも腹が立ったYちゃんと私は、担任のI先生の所に行き、「Nくんが、せっかく作った泥だんごをわざとつぶして、謝りもしなかった！」と訴えました。子どもだった私は、こんなひどいことをするNくんのことを先生に怒ってほしいと思ったのです。

I先生は、休み時間が終わって教室に戻ってきたNくんを私たちと一緒によびました。きまり悪そうにやってきたNくん、I先生は「2人が怒ってる意味わかるか？」と聞き、Nくんはうなずきました。そして続けて先生は、「なんでそんなことしたん？」と穏やかに聞いたのです。Nくんをきつく怒ってくれるだろうと思っていた私たちはちょっと拍子抜けしました。なにせ「理由なんか関係ないよ、Nくんが悪いんだよ！」と思っていたのですから……。Nくんは、しばらく黙ったまま、困ったような表情でいました。そして、ぼそっと「ぼくも一緒に作りたかった」「いつつも作ってるの見てた」と言ったのです。私は思ってもみなかったNくんのことばにびっくりしました。私はNくんが私たちを困らせようとして意地悪で泥だんごをつぶしたと思っていたのに、一緒に作りたかったと思っていたなんて！！ それを聞いたI先生は「そうなんやって。どうしたらいいか3人で考えてみて」と付け加え、Nくんのことを怒りませんでした。

あのとき、先生が「なんでそんなことしたん？」とNくん聞いたことで、私はNくんの気持ちに気づきました。先生が頭ごなしにNくんを怒っていたら、ずっと気づかなかったと思います。あのときの先生のことばは、Nくんと私たちの関係を大きく変えるものでした。

子どもが見せる一見理解できない行動にも、その子にとっての「なんで」が必ずある。おとなからみると意味が分からないことでも、子どもにとってはとても切実な理由があったりします。I先生はそれを大事にしていたのだなぁと、すごく思います。そして、自分がおとなになった今、子どもの「なんで」をしっかり受け止めることのできる人でありたいなと日々思っています。

## 子どものあなた、そしておとなのあなたに伝えたい

相談員 村上 裕子



古今東西、人と人が交われば、その喜び・嬉しさと同時に、時にはすれ違いや傷つきも起こるもの。相手が大切な存在であればあるほど、それは深刻で、無力感にさいなまれることも少なくない。それは、親子関係でも、また生徒 - 教師関係でも、友達関係や、もちろん恋人、夫婦関係でも同じだろう。

私は、縁あってオンブズの相談員として、子どもから、またその周りのおとなから、さまざまな困りごとや悩みごとを聞き、一緒に考えたり、また子どもが主体的に問題解決に取り組む過程で、その一端を担わせていただってきた。その中で、子どもから数え切れないほどの思いや心配を聞いた。子どもの周りにおとな、特に親の思いや心配も同じである。

子どもの思いと、その周りのおとなの思いは時として微妙にずれる。子どもが、親の力の及ばないところで、ひどく傷つく経験やしんどい思いを抱える出来事に遭遇すると、親としても自分の無力さを痛感し、なんとか子どもを守ろうと必死になる。それはいたって自然なことでもあるのだけれど、傷つきしんどい思いをしている、その子どもが自分のしんどさを安心して語る機会がもてた時、初めて自分にとっての問題解決のイメージを模索し始める。そうになると子どもは本当に強い。傷つく原因となった関係の修復を考える子どもも少なくない。側にいて一緒に考え、支える存在がある時の子どもの健康さは計りしれない。

Aさんは学校でのトラブルから、学校に行き辛くなり、子どもを心配する親と学校の関係も微妙にずれてギクシャクした中で、よりいっそう学校に行きにくくなっていた。学校から学校復帰に向けての提案がなされたが、親の心配をはねのけてその提案に乗れるほど建設的なイメージをAさん自身持てず、ゆれていた。ある時、そのAさんが、本当はやってみたいなって思う気持ちをポロツともらした。その思いを受けて、私たちは、学校にAさんの気持ちを伝えたり、学校の思いを聞いてAさんに伝える「関係調整」を提案した。Aさんからその意向を受けて、次はAさんの親にオンブズが学校とAさん親子の間をやりとりすることについて説明し、理解を得る。

関係不全に陥っていたAさん親子と学校だったが、オンブズという第三者が間に入りやりとりする中で、少しずつお互いの思いを受け止めるようになっていった。子どもの声を中心におかれることで、こじれた糸が緩やかにほどけ始めた。

だけど、そううまくいかないケースもある。学校内で休み時間中のBさんに対するいじ

めが発覚し、心配を募らせた B さんの親と学校で考えた対策の一環として、休み時間に先生による見守りが行われていた。しかし、その状態が反対に B さんを周りから浮く存在にしていると、ちょっぴり困った感を示していた B さん。本当はもっと間接的に見守ってほしいと思っていたが、なかなかその気持ちを親や先生には伝えられない。親の心配する気持ちは痛いほど分かるし、自分だって、「もう全然大丈夫！」と言い切れるだけの自信はない。B さんにとって、どうかたちが一番安心して学校で過ごせるのか、一緒に模索し学校や親に伝えてみようという提案をしていた矢先、B さん親子との連絡は途絶えてしまった。未だに心残りなケース。

一度傷つき、関係がこじれると、なかなかその関係を修復するという前向きなイメージは沸きにくい。しかし、関係修復とまでいかななくても、自分がどういう気持ちだったか、どうなったらいいかと思っているかというのを周りのおとなに伝え、その気持ちを受け止められたり、考慮される経験をもった子どもの回復力はすごい。

言っただって変わらない、余計自分が意地悪されたり、ややこしいことになりそうと心配していた C さんと、関係機関の職員に C さんが困っていたことについて伝え、聞いてもらう場面に同席した。丁寧に温かく C さんの思いを聞いてくださった職員の方とのやりとりの後、徐々に力を取り戻した C さんは、長期に渡って家から出にくくなっていた状態から、もう一度外の世界でいろんな人とやりとりしてみようと一歩足を踏み出した。

子どものあなたに伝えたいこと。周りのおとながあなたのことを心配して守ってくれようとしているのをひしひしと感じているあなた、それは大きな支えだけれど、もし少しその思いがずれているなら、あなたにとって一番いいことは何かをそのおとなに伝えてほしい。心配かけたくないし、言いにくいよって思うかもしれないけれど、そのおとなもあなたが元気になることが一番の望みだから、そしてあなたの人生なのだから、うまく伝えられなくても大丈夫だから、あなたの思いを、伝えられそうな人に伝えてみてほしい。もちろん全部言う必要はないっていうのもあるよ。たとえそのおとながあなたのことを心配し大切に思っている親だったとしても、思いが微妙にずれるのは当然のこと。

おとなのあなたに伝えたいこと。自分の大切な子どもが、手の届かないところで傷つく経験をして、どれほどのご心痛かとお察しします。その辛かった気持ちを安心して話せるあなたの存在は子どもにとって大きな支えだったでしょう。問題を解決するにあたって、子どもの声に耳を傾けてみてください。もしかしたら時間がかかるかもしれないし、もしかしたら親に心配をかけたくないと思って話しづらいこともあるかもしれません。そんな時は、少し斜めの関係で話を聞いてくれそうな存在にその役目を託してみたり、それとも今はそっとしておいてほしいのだったら、少し気長に待ってみてください。その子どもりの問題解決のイメージが、一緒に話を聞いたりやりとりする中で見えてくることと思います。そして、もちろんぜひオンブズに相談してもらえたら嬉しいです。

相談員という立場で思うことは、「やっぱり子どもに聞いてみないとわからない」ということ。それを自分自身にしっかりと言い聞かせながら、今後もオンブズの仕事に携わっていきたいと思います。

\* \* \* \* \*

## 子どももまた、しがらみの只中を生きる

チーフ相談員 渡邊 充佳



おとなには「おとなの事情」というものがある、とよく言われる。社会生活の中では、いろいろなしがらみがつきまとい、物事を理想通りに運べないことが、よくある。何かしらの選択を迫られた局面で、最善の選択ではないとわかっていても、そうせざるを得ないということも、しばしばある。客観的に見ると、道理の通らないことが起こっているように映る。でも、渦中の当事者の立場からすれば、それ以外の行動や選択肢を取りようがないと感じられる。そんな時、おとなは「おとなの事情」という言葉をもって、いくばくかの後ろめたさも引き受けつつ、自分を慰める。

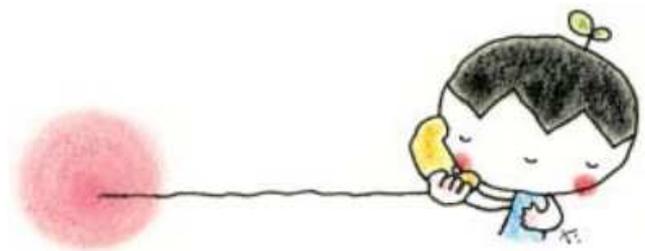
おとなには「おとなの事情」があるように、子どもにも「子どもの事情」がある。親でも先生でもない第三者の立場で、子どもが学校生活や家族関係などについて語るのを聞かせてもらっていると、つくづく「子どもの事情」も複雑だなあ、大変だなあと身につまされるものがある。

子どもの世界のしがらみは、おとなのそれ以上に、渦中を生きる子どもにとっては切実で、重みのある、逃れがたいものである。なぜなら、おとなと比べて、子どもの生活における人間関係の幅はとても狭く、限られているからである。むしろ、学校と家庭のテリトリーの中で完結する生活をあらかじめ強いられていると表現した方が適切かもしれない。子どもにとっては、学校での人間関係をなんとかやりくりし、そこで自分の居場所を見つけ、サバイバルするしか生きる道がないように感じられる。じっさい、そのように思いつめている子どもは決して少なくない。例えるならば、同年齢の子ども集団においてボスの立場にいる子ども、ボスに付き従う子ども、「いじられキャラ」を引き受ける子ども、それぞれがそれぞれの立場での切実さを抱えている。

おとなと同様、子どももまた、しがらみの只中を生きている。このしがらみが、どれだけ苦しいものであろうと、そこから抜け出すこと、その関係性を変えていくことは、子ども自身の努力だけではいかんともしがたいことがある。実は、子どもの話を聞くというこ

とは、その子どもがどのようなしがらみの只中を生きているのか（生きざるを得ない状況に置かれているのか）を理解することに他ならないのであり、そのことによってはじめて、子どもがどんなことに困っていて、どのような手助けを必要としているのかが見えてくる。

おとなの「善意」による先回りの解決策が、結果的に渦中の子どもをさらに苦しめてしまうということがないように、おとなの側が「子どもの事情」をわきまえることは、とても大切なことである。少なくとも、自らの置かれた境遇の中でその子なりのやり方で懸命に生き抜こうとしている姿に気づくことは、子どもに対するおとなのまなざしを、いくぶんゆるやかなものにしてくれるだろう。





# オンブズパーソンの調査活動

---

2013 年次の調査状況

2013 年次に扱った調査案件のあらまし

## オンブズパーソンの調査活動

オンブズパーソンの調査は、相談者や子どもから「擁護・救済の申立て」を受け付けて実施する場合と、オンブズパーソンが独自に入手した情報により自己の発意によって実施する場合とがあります。どちらも、オンブズパーソンが、条例第6条各号（p.20参照）のいずれかに該当すると認める場合に、調査を実施します。

条例は、オンブズパーソンに市の機関に対する調査権（条例第11条）、勧告及び意見表明権（条例第15条第1項及び第2項）を付与しており、市の機関に対しては、「オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない」（条例第8条）と規定し、あわせて、勧告・意見表明等の尊重義務（条例第15条第3項）を課しています。

さらに、市の機関は、勧告や意見表明を受けて実施した措置等に関してオンブズパーソンから報告を求められれば、これに応じる義務を負っています（第17条）。

以上のような条例上の手続きに従って、調査活動を行います。調査では、主に聴き取り調査を中心に関係する機関や個人との相互理解を深めることを重視しています。調査の目的は、あくまでも「子どもの最善の利益」を実現するためであり、そのために学校や行政などを含む市の機関に対して、建設的な対話に努め、それぞれの役割における具体的な取り組みを促し、支援していくことです。

オンブズパーソンが行う「条例上の対処」とは、主として次のものがあります。

「勧告」または「是正等申入れ」（第15条第1項）

「勧告」は市の関係機関の行為等の是正や改善をオンブズパーソンが関係機関に直接求めることです。それを書面のみにて行うのが「是正等申入れ」です。

「意見表明」または「改善等申入れ」（第15条第2項）

「意見表明」は制度等の改善または見直しをオンブズパーソンが市の関係機関に直接求めることです。それを書面のみにて行うのが「改善等申入れ」です。

「要望」（第16条第1項）

市の機関以外の機関等に、特に是正等を要望する必要があるときに行います。

「結果通知」（第16条第2項）

「勧告」または「意見表明」等を行うまでの必要は認められないものの、関係機関等にオンブズパーソンからの注意喚起または情報提供等が必要と認められる場合、判断所見を付した調査結果を文書で通知します。

「公表」（第18条）

「勧告」や「意見表明」等の内容を市政記者クラブ等で公表します。オンブズパーソンの総意において必要と認められた場合にのみ行うことができます。

## 2013 年次の調査状況

### 申立てによる調査

2013 年次は、「子どもの人権の擁護及び救済の申立て」（条例第 10 条第 2 項）を 1 件受け付けました。2013 年 12 月末現在、申立て事項について審査中であり、調査を実施するかどうかは未定です。また、2012 年次からの継続で調査を実施した案件が 1 件ありました。

### 条例上の対処

2012 年次より調査を継続実施した 1 案件について、条例上の対処を行いました。

## 2013 年次に扱った調査案件のあらまし

2013 年次に条例上の対処を行った 1 案件、申立てを受け付けた 1 案件、計 2 案件について、「子どもの最善の利益」を図る公益確保の観点から、以下に概要を報告します。

### 2012 年申立て第 2 号案件

本件概要	市内県立高校生の自殺といじめ被害を含む生前の生活状況の関連性、生前の学校の対応及び事後の遺族への対応に関する申立て
申立人	保護者
申立て趣旨	当該子どもは高校在学中、在校生からいじめを受けていたものの、担任らによる十分な調査ないし指導が行われず、結果として当該子どもは自殺に至った。 当該子どもの死亡後も、当該子どもの生前の生活状況やいじめに関する校内調査の結果等について、高校から申立人に対して十分な説明がなされなかった。
調査の結果	当該学校は県立高校であるため、条例上の調査権限は及ばないものであるが、川西市で生まれ育った子どもが自ら命を絶ったという事態の重大性と、当該学校が川西市内に存在し、地域住民との連携の中で教育活動に取り組んでいる実態を鑑み、条例の理念は県の機関である当該学校にも等しく及ぶものであると考え、調査の実施を決定し、当該学校及び県教育委員会に調査への協力依頼を行った。 オンブズパーソンは、2012 年 10 月から 2013 年 3 月にかけて、申立人、当該学校関係者、その他関係者からの聴き取り調査を 43 回実施するとともに、関係する記録等の資料調査を実施した。調査の結果、本件

	<p>の概要を次の通り把握した。</p> <p>当該子どもの状況</p> <p>当該子どもは少なくとも 2012 年 4 月以降、学校内での人間関係がきわめて希薄であり、日常的に付き合う友人はほとんどなく、学級内に居場所をもっていなかった。その中で、他生徒から日常的に繰り返しいじめを受けるようになり、そうした状況が 1 学期の終わりまで続いた。当該子どもは 1 学期がはじまって間もないころから、家族に対し学校に行きたがらない素振りを見せるようになったが、自身の校内での生活状況や他生徒から受けている行為事実については家族にも教員にも伝えることはなく、周囲のおとなは当該子どもの心情や孤立状況に十分気づくことができなかった。</p> <p>学校の対応</p> <p>担任は当該子どもに生活指導上の問題点があるとは考えておらず、いじめや自殺のリスクがある生徒としては認識していなかった。また、担任以外の教員は当該子どもとほとんど接点がなく、学年の教員や生徒指導部にも当該子どもに関する情報は届いていなかった。そのため、生前の段階では、当該子どもの置かれた状況を改善するための具体的な手立ては講じられなかった。</p> <p>事後対応</p> <p>当該学校は、当該子どもが亡くなってから、当該子どもに対するいじめの存在を知り、校内調査を行った。しかし、そこでの調査は、いじめの有無やその程度を主たる対象とするものであり、当該子どもの置かれていた状況を全体的に把握した上で、当該子どもが自ら命を絶つに至るまでの心理過程を本人の立場にたって分析するものとなっていなかった。そのため、当該子どもの生前の状況に関する申立人への説明が、結果として申立人からはきわめて不十分かつ不誠実なものとして受けとめられることになった。その他にも、事後対応のさまざまな局面において、申立人の心情に配慮がないと受けとめられるような対応が積み重なる中で、申立人と学校が次第に相互不信の構図に陥ることとなった。</p>
<p>条例上の対処</p>	<p>本事案は県立高校において起こったものではあるが、本件調査から得られた教訓を当該学校における再発防止に活かしてもらうことが重要であると判断し、当該学校宛に是正等の要望(2013年3月28日付)を行った。また、是正等の要望及び調査結果報告書の内容については、条例第20条の規定に基づき市長に報告するとともに、市教育委員会宛に条例第14条第3項に規定する案件処理通知を行った。さらに、是正等</p>

	<p>の要望及び調査結果報告書の内容を市政記者クラブ等に公表の上、市政情報コーナーでの閲覧に供するものとした。</p>
<p>対処後の経過</p>	<p>調査の過程で明らかになった本事案の背景的な問題状況は、当該学校にとどまるものではなく、市内小・中学校におけるいじめ防止も含めた教育施策のあり方や、子ども・若者施策の推進にとっても重要な課題を提起するものであると判断し、市における再発防止策のあり方についての検討を重ねてきた。</p> <p>申立てに基づく調査案件としては終結（2013年7月）とした上で、市教育委員会ならびに市こども家庭部と意見交換を行い、本事案の背景状況についての問題意識と、それぞれの所管する施策において本事案から得られた教訓を積極的に活かしていくという姿勢を共有した。そして、条例第6条第3号に規定するオンブズパーソンの職務（子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関すること）に照らして、市長及び市教育長に対し、今後の取り組みに関する提言（2013年11月7日付）を行った。また、提言の内容は、条例の規定に基づき、市政記者クラブに公表するとともに、市政情報コーナーでの閲覧に供することとした。</p> <p>その後、市の関係部局において提言の内容について検討が行われ、市及び市教育委員会の連名で、今後の取り組みに関する文書がオンブズパーソン宛に提出された（2014年1月）。</p>

### 2013年申立て第1号案件

<p>本件概要</p>	<p>学校内で起こったトラブルに対する学校の対応及び学級崩壊に関する申立て</p>
<p>申立人</p>	<p>保護者</p>
<p>公開事項</p>	<p>なし。（申立て事項について審査中）</p>

表 -1 申立て案件・自己発意案件の処理状況一覧（1999.6～2013.12）

案件番号	申立て事項・独自入手情報	条例上の対処(実施対象の関係機関等)	公開／非公開
1	1999年申立て第1号	法的親子分離における親の面接交渉権に関する問題 99.12 結果通知(市教育情報センター) 99.12 結果通知(市福祉事務所)	公開
2	1999年申立て第2号	関係機関がかかわった結果の親子分離先が子どもにとって不適当・不利益であるとする問題 00.05 意見表明(市教育委員会) 00.08 意見表明(市福祉事務所)	公開
3	1999年申立て第3号	担任の指導における暴言等の問題 調査不実施・調整実施	-
4	1999年自己発意第1号	保育所での子どもの感染症予防問題 99.09 是正等申入れ(市福祉事務所) 99.12 是正等申入れ(市福祉事務所)	公開
5	1999年申立て第4号	部活動中の生徒の事故死の報道及び他の部活動における体罰の市教委情報公開文書に基づく類似事故の予防・制度改善提言への要望 02.02 結果通知(市教育委員会)	公開
6	2000年申立て第1号	部活動中の生徒の事故死(熱中症による死亡)の原因究明・再発防止策の確立等に関する問題 00.07 勧告・意見表明(市教育委員会) 00.07 結果通知(市長) 00.07 結果通知(当該学校)	公開
7	2000年申立て第2号	DVからの子ども救済とそれに伴う就学保障問題 01.10 結果通知(市教育委員会)	非公開
8	2000年自己発意第1号	子どもの転校受け入れに際する学校の対応の問題 00.11 勧告(市教育委員会) 00.11 勧告(当該学校) 02.12 調査打切り	非公開
9	2000年申立て第3号	小学生の学校外水死事故を契機とした生前の子ども同士の関係や学校の対応における問題 02.03 意見表明(市教育委員会)	公開
10	2001年申立て第1号	教員による体罰等と学校の事後対応の問題 01.04 是正等申入れ(当該学校) 01.07 意見表明(市教育委員会) 01.07 結果通知(市長)	公開
11	2001年申立て第2号	学校内での子ども同士の関係と学校の対応上(いじめ再発防止等)の問題 01.08 是正等申入れ(市教育委員会) 02.12 調査打切り	非公開
12	2001年自己発意第1号	学級崩壊に関する問題 02.03 第3年次報告書第3章で報告 02.12 調査打切り	公開
13	2002年申立て第1号	高校転学申込みに際する対応等の問題 02.08 調査打切り	非公開
14	2002年申立て第2号	子どもの福祉的措置を講じる際の関係機関の説明責任及び子どもの意見表明不尊重問題 03.03 結果通知(市教育委員会) 03.03 結果通知(当該学校) 03.03 結果通知(市保健福祉部)	公開
15	2002年申立て第3号	不登校の子どもに対する学校対応と公的支援に関する問題 調査不実施・調整実施	-
16	2002年申立て第4号	同上 調査不実施・調整実施	-
17	2002年申立て第5号	同上 調査不実施・調整実施	-
18	2002年申立て第6号	民間認可保育所における子どもへの「虐待」の疑いまたは「不適切な指導」その他の問題に関する当該施設の説明責任及び苦情解決責任に関する問題 02.08 より申立第8号と一体的に扱い対処	公開
19	2002年自己発意第1号	自然学校における補助員の入浴指導に際する不当制裁問題及び学校の対応等の問題 02.08 勧告(市教育委員会) 02.09 公表(市政記者クラブ)	公開
20	2002年申立て第7号	校則違反を理由として行われた生徒指導のあり方に関する問題 調査不実施・調整実施	-
21	2002年申立て第8号	民間認可保育所における子どもへの「虐待」の疑いまたは「不適切な指導」その他の問題に関する当該施設の説明責任及び苦情解決責任に関する問題 02.09 要望(当該施設) 02.11 意見表明(市保健福祉部) 02.11 結果通知(県民生活部監査指導課) 03.03 要望(当該施設設置者) 03.03 意見表明(市保健福祉部) 03.03 公表(市政記者クラブ) 03.04 結果通知(県民生活部監査指導課)	公開
22	2002年自己発意第2号	中学校における頭髪黒染め指導での健康被害問題 02.10 意見表明(市教育委員会) 02.11 公表(市政記者クラブ)	公開
23	2003年申立て第1号	いじめ被害及び子どもからの被害の訴えに対する教員の対応の問題 03.11 意見表明(市教育委員会)	公開
24	2003年申立て第2号	校則違反を理由として行われた生徒指導のあり方に関する問題 04.10 是正等申入れ(市教育委員会) 04.10 結果通知(当該学校)	公開
25	2003年申立て第3号	区域外通学の申請手続きにおける市教育委員会の対応の問題 03.11 対処の必要が認められず調査終結	-
26	2003年申立て第4号	子ども間で起こった事件への事後対応及びその後の子どもの不登校への学校の対応に関する問題 調査不実施・別件処理	-
27	2003年申立て第5号	生徒指導に関する問題 調査不実施・調整実施	-
28	2003年申立て第6号	教員の体罰等と学校の事後対応の問題 03.09 意見表明(市教育委員会) 03.09 結果通知(当該学校)	公開

29	2003年自己発意第1号	子ども間で起こった事件を端緒とした保護者間及び保護者と学校間の対立及び子どもの不登校への対応に関する問題	03.07 意見表明(市教育委員会) 03.07 改善等申入れ(当該学校) 03.08 要望(当該保護者) 03.09 結果通知(当該保護者)	非公開
30	2003年申立て第7号	いじめに対する学校の対応に関する問題	調査不実施	-
31	2004年申立て第1号	生徒指導における子どもの意見不尊重問題	04.06 結果通知(当該学校) 04.06 結果通知(市教育委員会)	非公開
32	2004年自己発意第1号	法律的な問題も含んだ子どもの人権侵害の疑い	05.06 結果通知(市教育委員会)	非公開
33	2004年申立て第2号	いじめ被害再発への不安及び学校内でのいじめに対する学校の対応に関する問題	04.12 結果通知(当該学校) 04.12 結果通知(市教育委員会)	公開
34	2004年申立て第3号	いじめ被害および被害の訴えに対する教員の対応の問題及び子どもの不登校	05.06 意見表明(当該学校) 05.09 意見表明(市教育委員会)	公開
35	2005年申立て第1号	教員による体罰及び校則違反を理由として行われた生徒指導のあり方に関する問題	05.08 勧告(市教育委員会) 05.08 勧告(当該学校)	公開
36	2005年申立て第2号	子どものいじめ被害と精神的苦痛への学校・市教育委員会の対応の問題	06.03 調査打切り	-
37	2006年申立て第1号	生徒指導における子どもの意見不尊重問題	調査不実施・調整実施	-
38	2006年申立て第2号	子ども間の暴力に対する学校の対応の問題	06.07 調査打切り	-
39	2007年申立て第1号	高校受験における志願変更申請への学校の対応とその後の進路指導に関する問題	07.11 意見表明(市教育委員会) 07.11 改善等申入れ(当該学校)	公開
40	2007年申立て第2号	教員による体罰及び校則違反を理由として行われた生徒指導のあり方に関する問題	08.03 是正等申入れ(当該学校) 08.04 意見表明(市教育委員会) 08.08 結果通知(当該学校) 08.09 結果通知(市教育委員会)	公開
41	2008年申立て第1号	小学校の学校給食における食物アレルギー対応に関する問題	08.12 意見表明(市教育委員会) 08.12 結果通知(当該学校)	公開
42	2008年申立て第2号	子ども・保護者と学校間のトラブルに関する問題	調査不実施	-
43	2008年申立て第3号	いじめ被害及び被害の訴えへの学校の対応に関する問題	09.04 結果通知(市教育委員会) 09.04 結果通知(当該学校)	公開
44	2009年申立て第1号	いじめ被害及び被害の訴えへの学校の対応に関する問題	09.06 調査打切り	-
45	2010年申立て第1号	子どもへの指導及びその後の子どもの不登校に対する学校の対応に関する問題	10.08 調査打切り	-
46	2010年申立て第2号	学校行事で起きた逸脱行為をめぐる学校の対応及びその後の子どもの登校困難への対応に関する問題	11.03 結果通知(市教育委員会) 11.03 結果通知(当該学校)	公開
47	2011年申立て第1号	学校で起こった子ども同士のトラブルをめぐる学校対応及び小中連携の困難に関する問題	12.03 意見表明(市教育委員会)	公開
48	2011年申立て第2号	中学校での体罰及び生徒指導のあり方に関する問題	12.05 結果通知(市教育委員会) 12.05 結果通知(当該学校)	公開
49	2012年申立て第1号	中学校での生徒指導のあり方に関する問題	12.11 調査打切り	-
50	2012年申立て第2号	市内県立高校生の自殺といじめ被害を含む生前の生活状況との関連性、生前の学校の対応及び事後の遺族対応に関する問題	13.03 是正等要望(当該学校) 13.03 結果通知(県教育委員会) 13.03 条例第20条に基づく報告(市長) 13.03 案件処理通知(市教育委員会) 13.03 公表(市政記者クラブ)	公開
51	2013年申立て第1号	学校内で起こったトラブルに対する学校の対応及び学級崩壊に関する問題	申立て事項審査中	-

(注) 「公開」は、条例上の対処に関する文書を、年次報告書への掲載ないしはオンブズパーソンが必要と認める方法により公表したもの(部分公開も含む)。



## オンブズパーソンの広報・啓発活動

---

子どもへの広報・啓発

おとなへの広報・啓発

制度・活動に関する問い合わせや取材、視察、交流

## オンブズパーソンの広報・啓発活動

条例は、オンブズパーソンの職務として、「子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること」(第6条第2号)を掲げています。特に子どもへの人権侵害を未然に防止する観点からは、相談や調査の活動とともに広報・啓発活動は重要です。

条例第21条では、市の機関の役割として、条例の趣旨とオンブズパーソン制度のしくみ等を子どもや市民に積極的に広報すること、子どもがオンブズパーソン制度を身近に活用できるようにするために必要な施策の推進に努めることが定められています。つまり、オンブズパーソンの広報・啓発活動はオンブズパーソンが単独で行うものではなく、市の機関が条例の趣旨をふまえ主体的にオンブズパーソンと連携しながら行うものです。

子どもたちに、オンブズパーソンをより身近な存在として知ってもらうため、電話カードやリーフレット、パンフレットの配布とともに、「子どもから顔の見えるオンブズパーソン」として、直接子どもたちや教育・福祉にかかわる人たちと出会う機会を積極的に設けるなど、今後も工夫が必要です。引き続き、オンブズパーソンからより効果的な発信ができるよう、市の関係機関と連携・協力しながら、広報・啓発活動に努めていきます。

### オンブズパーソンに質問!

何をしてくれませんか?

まず、子どもの話をじっくり聞きます。そして、必要なときは、親、先生、市のいろいろな人と話し合います。くわしくは、右のページの図を見てね!

親や先生にないしょで相談できますか?

もちろんできます。相談してくれた内容は、誰にも秘密にします。

友だちがいじめられてる。どうしたらいいですか?

お友だちが楽しく学校にいけるように、いっしょに考えてみませんか? ぜひ、お友だちのことを教えてください。

相談したいときはどうすればいいですか?

相談する方法はいろいろあります。直接オンブズに来てくれる人、電話してくれる人、お手紙を書いてくれる人もいます。パンフレットの裏側に、連絡先を書いているので、ぜひ見てね!

### 子どもオンブズのしくみ

### オンブズパーソンの役割

- ① 子どもの話を聞いて、子どもが元気になれるよう支援します。オンブズパーソンの相談活動。いっしょに遊んだり、おしゃべりしながら、子どもが話しやすい環境をつくります。
- ② 子どもの気持ちを代弁して、「子どもにとって一番いいこと」(最善の利益)をめざします。オンブズパーソンの調整・調査活動。子どもの周りのおとなに、子どもの気持ちをどけます。どうすれば「子どもにとって一番いいこと」(最善の利益)が実現できるか、市の機関や学校などに、提案や意見表明などをします。
- ③ 子どもが元気に暮らせるまちづくりをすすめます。子どもが元気に暮らせるまちは、おとなも安心して子育てできるまちです。

**表 -1 オンブズパーソン等が参加した講演・研修等の実施回数**  
(2009年次～2013年次)

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
<b>(A) 市機関職員等</b>	<b>4</b>	<b>3</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>7</b>
市長部局職員(保育士含む)	1	1			3
市教育委員会職員	1	1	1	3	2
市学校園教職員	2	1	2	2	2
その他関係者			2		
<b>(B) 市民等</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>4</b>	<b>13</b>	<b>7</b>
民生委員児童委員					1
人権擁護委員					
PTA・保護者関係	3	3	1	1	2
小学校区人権啓発推進委員	2	2	3	7	3
人権学習グループ				4	
その他				1	1
<b>(C) 市民等(子どもを含む)</b>	<b>12</b>	<b>14</b>	<b>17</b>	<b>12</b>	<b>11</b>
年次報告会	1	1	1	1	1
子ども ほっとサロン	11	13	12	11	10
その他			4		
<b>市内(A+B+C)合計</b>	<b>21</b>	<b>22</b>	<b>26</b>	<b>30</b>	<b>25</b>
<b>(D) 市外の団体等</b>	<b>16</b>	<b>29</b>	<b>29</b>	<b>13</b>	<b>13</b>
地方自治体	6	11	13	6	3
その他団体	10	18	16	7	10
<b>市内・市外(A+B+C+D)</b>	<b>37</b>	<b>51</b>	<b>55</b>	<b>43</b>	<b>38</b>

(注) 表中の(A)(B)(C)(D)は、次のものを指す。

- (A) 市の機関が、行政・学校等の関係職員対象に行った研修等。
- (B) 社会教育関係団体等が主催した学習会や、市の機関が市民等を対象に開催した講座等。
- (C) オンブズパーソンが独自に主催した子ども、おとな、市民等を対象にした交流会等。
- (D) 市外の自治体や民間団体、大学、研究機関等によって開催された講演や研修等。

## 子どもへの広報・啓発

### 子ども向けリーフレット・電話カード等の配布

2013年次も、市内の学校園・保育所及び市内県立高校に依頼し、1学期には子ども向けリーフレット、2学期には電話カードを子どもたちに配布しました。中高生向けパンフレットは、図書館や公民館等の公共施設に配架していますが、今後、卒業を控えた時期の中学3年生や学年末の時期の高校1年生に直接配布するなど、広報・啓発を行う上でより効果的かつ重要と思われる時期や学年等も検討しながら、さらに広報の充実に努めたいと考えています。

多くの相談者は、こうした広報物を見て電話をかけてくれています。毎年、広報物の配布後には一時的に子どもからの相談が増えるなど、目に見える効果があります。

### 小学生の事務局見学

毎年5月～6月、市内の全小学校において3年生の市役所見学が実施されますが、その際にオンブズパーソン事務局にも見学に訪れます。そこでは相談員が紙芝居を用いて、オンブズパーソンのことを説明します。子どもには、事務局内の電話を使って、オンブズパーソンのフリーダイヤルに電話をかける「体験」をしてもらいます。相談員は「困ったり悩んだりしたとき、どんな小さなことでもいいから、気軽に電話してね」と子どもに直接伝えます。事務局見学は、市内の子どもにオンブズパーソンを身近な存在として感じ取ってもらえる絶好の機会です。これを機に、子どもからの電話や訪問といった直接の相談が寄せられることもあります。

### トライやる・ウィークでの中学生受け入れ

毎年5月～6月、市内中学校において2年生がさまざまな事業所の協力を得て、職場体験を行います。2013年次は、3校から計10名の生徒がオンブズパーソン事務局にやってきて、一週間を過ごしました。

具体的には、オンブズパーソンと直接出会っての話し合いや、相談員との模擬研究協議といった活動を行いました。体験期間中に小学校3年生の事務局見学が重なっている場合には、紙芝居を使ってオンブズパーソンの説明にも挑戦してもらいました。その際に、自分たちでオリジナルの電話カードをつくって小学生に配布してくれた生徒もいました。

模擬研究協議は、子どもにまつわる架空の相談について、みんなでざっくばらんに意見を出し合い、どうすれば困っている子どもが元気になるか、安心できるかを考えるという試みです。「子どもの最善の利益」の視点から問題解決に取り組むオンブズパーソンの仕事を体感してもらうことがねらいです。どの生徒も、しっかりと問題状況や背景について考え、自分の意見や気持ちを表現する力を持っており、かかわった相談員も学ぶことが多かったです。

【トライやる・ウィークに参加した中学生の感想から（一部抜粋）】

- ・ 相談員の方たちがオンブズについて僕たちにいろんな話をして頂きました。その中で僕が心に残っていることは、秘密は絶対に守るということ、相談することは恥ずかしいことではないということです。僕は今まで相談することは恥ずかしいことだと思っていました。ですがビデオをみて相談することは絶対に恥ずかしいことではないと思い、もし今少しでもちょっとしたことでも悩んでいる人がいるなら子どもの人権オンブズパーソンに相談してほしいです。
- ・ オンブズパーソンの相談員の方と架空の相談を話し合いました。その時に、相談員の方は私の意見を深く、しっかりと聞いてくれました。私の意見を皆で「どうしてそう思ったか？」「このような考えもあるのでは？」とたくさん意見や考えが出ました。その時、私は「相手の気持ちや意見をちゃんと聞かないと、自分が思ったことや相手に言えることも言えないんだな」と思いました。（…略…）初めは客観的に話していました。しかし、「子どもの人権を侵害することをした人は、何故、そのようなことをしたのか？」と思い、侵害することをした人の立場・視点で話し合いました。次に、被害を受けた子どもの立場・視点で話し合いました。（…略…）私は「一つの視点で全てを見てはおたがいの気持ち、意見、思いが伝わらないし、解決できないんだ」と思いました。

「子ども ほっとサロン」の開催

原則月1回、子どもたち向けの広報・啓発活動の一環として開催しています。従来、参加者は中・高生が多かったのですが、近年の傾向として、小学生高学年の参加も増え、異年齢の子どもが共に過ごす空間となっています。以前オンブズパーソンに相談したことがある子どもを中心に、口コミでいろんな子どもたちがやって来ます。2013年次の参加人数は延べ84人です。参加者の中には、不登校やいじめなどさまざまな問題を抱えている人もいますが、彼らにとって自由に安心して語り合う場になっているようです。

ほっとサロンに継続的に参加している子どもの中には、身近な地域に居場所がない子どももいます。いったん学校から離れてしまったら、子ども同士の間人関係を結ぶ機会が失われ、社会参加する自信も意欲も失われていきます。一方で、子どもは、学校に行けない状況にあっても、人と出会いたい、人とつながって何かに参加したいと願っています。ほっとサロンでは、遠足やクリスマス会などの行事がありますが、みんなと一緒に楽しいことに参加する体験を通して、自信をつけている姿が見られました。安心できる人間関係と場を経験することができれば、子どもは積極的に人とかわらうという意欲が増していきます。

市内には、子ども同士がゆるやかにつながれる活動の場が少ないことから、オンブズパーソンは継続的に問題提起しています。2013年11月に市長及び市教育長宛に行った提言（第4章参照）においても、子どもの居場所づくりを重要課題として取り上げています。

表 -2 「子ども ほっとサロン」の参加人数（2013年次）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
6人	5人	5人	6人	14人	10人	9人	-	8人	6人	雨天 中止	15人

## おとなへの広報・啓発

### 市機関職員への広報・啓発

市の機関が行政・学校等の関係職員対象に主催した研修等に、オンブズパーソンが講師に招かれ開催されたものです。今年は教育委員会の協力のもと、小・中学校の校長会に参加し、直接意見交換する機会を持ちました。また、小学校の主催する人権講演会や市職員対象の人権研修、保育所の職員研修などにオンブズパーソンが講師として招かれました。

今後も、特に子どもに直接かかわる職員との対話の機会を増やしていけるよう、引き続き市の関係機関と連携・協力して、広報・啓発活動に努めていきます。

#### 【主な広報・啓発】

- ・教育委員および教育委員会事務局との意見交換
- ・教育情報センター 2012年次の活動報告と新たなオンブズパーソンの紹介
- ・市内小・中学校 校長会 今年度のオンブズパーソンの体制について
- ・市内小学校 人権・同和学習講演会  
浜田オンブズ「いま子どもたちの生きるかたち～今日のいじめ問題を考える」

### 市民等対象の講演・研修会等（社会教育団体等の主催）

民生委員・児童委員、社会教育関係団体等が主催した講演や研修会、市の機関が市民等を対象に開催した講演等に、オンブズパーソンが講師として招かれたものです。

#### 【主な講演・研修会等のテーマ】

- ・民生・児童委員人権部会研修会  
浜田オンブズ 「子どもが育つということ～オンブズパーソンの仕事から見てきたこと」
- ・小学校区人権啓発推進委員会人権講座  
井上オンブズ 「育つ・育てる・育ちあう～子どもの声に耳を傾けてみませんか」  
「子どもと出会うあなたへ～好き？嫌い？伝わってるかなあ…その気持ち」
- ・市内幼稚園 PTA 連絡協議会研修会  
浜田オンブズ 「子どもが育つということ～この時代の難しさのなかで」
- ・市内小学校 PTA 人権講演会  
井上オンブズ 「育つ・育てる・育ちあう～子どもとおとなの関係を問い直す」

#### 【PTA 研修「子どもが育つということ～この時代の難しさのなかで」参加者の感想（一部抜粋）】

- ・ 子どもが家庭内で「失業状態」にあるということ。「ほめる」より「喜ぶ」ことが大切ということが印象深かったです。
- ・ 新しいことを学ぶということは、今までに味わえなかった新しい世界を体験できるという喜びがあるのを成長するにつれて忘れてしまいがちです。今、改めて子どもの成長、学びの本質を自分自身、理解することができました。

- ・ 小3の息子の勉強を見て、娘(4歳児)が最近文字に興味を持ち、ひらがなを覚えています。外を歩いている時に、「あ、あれは“ゆ”やな」とうれしそうに言っているのは新しい世界を味わっているんだなとうれしくなりました。子どもたちと喜び合いたいです。
- ・ 子どもが守られっぱなしではなく、「手持ちの力」を使える場と機会をつくるということはすごく考えさせられました。
- ・ 「子どもは、子どもの本番を生きる」 つい将来のことを考えてと思いがちですが、今の子どもたちと向き合うことが大切だと再確認しました。
- ・ 子どもが巣立つ時は、どんな時代になっているのか想像できないのが正直なところです。親も子どもをもって親になるのだから、親もまた、身に付いた力を使っていかないといけないと思いました。

## オンブズパーソン年次活動報告会の開催

2013年3月23日に、「2012年次活動報告会」をみつなかホール・文化サロンで開催し、市内外より約90名の参加を得ました。

第一部では、相談員より1年間の活動概況を報告しました。第二部では、宮島オンブズパーソンが基調講演「子どもの権利はアナタのそばに」を行い、その後、「みんなで語ろう！子どもの権利」と題した座談会を行いました。



座談会では、相談員が自らのかかわった事例を通して子どもを取り巻く現状について問題提起を行い、会場からも活発な質問や意見が寄せられました。

### 【2012年次活動報告会 参加者の感想（一部抜粋）】

- ・ 学校の教職員とこのような研修会を定期的に行ったら。
- ・ 川西市民として、オンブズパーソンにも私の税金が使われていることを誇りに思います。川西市は、オンブズパーソンを置いていて、スゴイ市なのだと改めて感じます。小・中学校に一人ソーシャルワーカーがカウンセラーのように置かれるようになるのいいのと感じています。
- ・ 小学・中学・高校のママやパパが参加すれば役に立つのと思う。
- ・ 近くに子どもたちが困ったな？と思うことがあれば、心強いオンブズパーソンにお世話になります。
- ・ 問題が起きた時、その周辺にいる人々にもいろんなことが起こります。子どもの周辺で大きく傷ついた人について、どのように考えて行ったらよいか？ みんなで支えていければいいのですが。
- ・ 相談を通して今の子どもを取り巻く家庭・社会の問題をつかんでおられると思います。それをもっともっと発信してください。
- ・ 改めて子どもたちの置かれている厳しい状態について理解することができました。こうした声なき声をもっと社会に届けていく必要性を痛感しました。
- ・ 事例を通してのオンブズから見た課題は共通するものでした。教育への権利保障と学校が秩序を維持しようとするのをどう調整されるのか、大変難しいと思います。
- ・ “子どもの最善の利益” - 心に刻みながらやっていきたいと思います。

## 制度・活動に関する問い合わせや取材、視察、交流

### 全国の行政、議会、団体等やマスコミからの取材・視察等

2013 年次においては、オンブズ制度の創設経緯や仕組み、運営体制、活動内容等に関する全国の行政機関・自治体議員・団体等やマスコミからの問い合わせ、取材、視察が合計 113 件となりました（2012 年次は 202 件）。

2013 年次はマスコミからの問い合わせや取材、テレビ収録が 55 件ありました。いじめや体罰、児童虐待等の子どもをめぐる事案が全国的に相次いだことに関連して、子どもの権利擁護及び救済を目的とした公的第三者機関に、社会的な関心が高まっています。一方、全国の自治体や議会、団体からの視察受け入れも 21 件ありました。

国の「いじめ防止対策推進法」制定の流れもあり、子どもの人権に関する条例の制定や第三者機関設置の取り組みが全国的に広がっています。

### 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2013 での交流

地方自治のもと、地域から子ども施策・事業のあり方や、まちづくりの展望を見出すことを目的とした「『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム 2013」が、10 月 19 日・20 日に長野県松本市で開催されました。今年のテーマは『子どものいのち・暮らし・学びを支えるまちづくり』で、多くの自治体関係者、研究者、市民、NPO 関係者等が参加し、それぞれの取り組みについて発表、情報・意見交換を行いました。

川西市からは井上オンブズや渡邊相談員ら 3 名が参加し、「子どもの相談・救済」分科会では、川西市における子どもの人権擁護・救済活動の経験や実績をふまえながら、フロアからの発言を行いました。

表 -3 問い合わせ・取材・視察件数（2013 年次）

機関等	件数（ ）	
行政機関	37	(7)
国会議員	0	-
自治体議員	12	(10)
マスコミ	55	(28)
研究者・大学生等	3	(2)
NPO等団体	4	(3)
市民個人	2	(1)
合計件数	113	(51)

（ ）内はオンブズパーソン事務局を直接訪れた視察・取材の件数



## オンブズパーソンの会議と情報公開

---

「オンブズパーソン会議」の開催状況

個々の案件に関する「研究協議」の開催状況

情報公開の対応

## オンブズパーソンの会議と情報公開

代表オンブズパーソンは、条例施行規則第5条に基づき「オンブズパーソン会議」を招集して、条例運営の重要事項について話し合って決定します。

「重要事項」とは、次に該当する場合です。

- オンブズパーソンの円滑な職務遂行に必要な役割分担に関すること
- 代表オンブズパーソンの職務代理の互選
- 調査の中止や打ち切りなど、調査の継続が相当でないとする場合
- 勧告、意見表明等の内容を公表する場合
- 運営状況等を市民に報告し、公表する場合

これらは、いずれもオンブズパーソンが「子どもの最善の利益」を図る第三者機関として、独立性と自律性をもって活動するためのものです。

そのために、オンブズパーソン会議の内容は、個人情報や意思形成過程上の情報を除いて、積極的に公開することが原則となっています。また、この原則は勧告や意見表明等の条例上の対処についても適用されます。

これは、川西市の子どもが置かれている現状や課題をできるだけ広く市民に知ってもらうとともに、「子どもの最善の利益」の実現に努力するためのものです。

### 「オンブズパーソン会議」の開催状況

オンブズパーソン会議の開催状況 2013年次(1月～12月)

会議	開催期日	議案等
第1回会議	1月17日	(報告事項) 2012年1月～12月の相談受付状況について (議案第1号) 2012年次の運営状況等の報告及び公表について
第2回会議	4月18日	(協議事項) 代表及び代表代行オンブズパーソンの互選について (報告事項) 2013年度 オンブズパーソン事業の当初予算について (議案第2号) 子どもの人権オンブズパーソン事務局の事務分掌について (議案第3号) 調査相談専門員のうち「専門員」の推薦について

第 3 回会議	5 月 30 日	( 議案第 4 号 ) 案件の処理について
第 4 回会議	10 月 31 日	( 議案第 5 号 ) 案件の背景状況をふまえた提言の処理について
第 5 回会議	12 月 26 日	( 報告事項 ) 2013 年 1 月 ~ 11 月の相談受付状況について ( 議案第 6 号 ) 2013 年次の運営状況等の報告及び公表について

2013 年次は、オンブズパーソン会議を上表のとおり 5 回開催しました。  
審議された各議案のあらましは、以下のとおりです。

#### 議案第 1 号

2012 年次の運営状況等の報告及び公表について、その内容等を明らかにする必要があるため、年次活動報告書の章立てと編成内容(案)、年次活動報告会の開催内容(案)が提案され、協議の結果、活動報告会のテーマについては今後早急に決めるほか、いずれも原案のとおりオンブズパーソンの全会一致で決定しました。

#### 議案第 2 号

チーフ相談員の変更等により、2013 年次の事務局事務分掌の詳細を定める必要があるため、意見を求めたところ、原案のとおり全会一致で承認しました。

#### 議案第 3 号

調査相談専門員のうち「専門員」の委嘱任期满了に伴い次期専門員を選任するにあたり、その候補者について市長に対し意見具申する必要があるため、オンブズパーソンの意見を求めたところ、8 名のうち 7 名の再任と新たに前オンブズパーソンの宮島 繁成氏(弁護士)の計 8 名を推薦することを全会一致で決定しました。

#### 議案第 4 号

2012 年申立て第 2 号案件に関する是正等の要望書等の公表について、審議の結果、個人情報保護への最大限の配慮はもとより、当該案件に係る関係者に与える影響への考慮を勘案しながら、市役所内の市政情報コーナーにおいて閲覧に供することとし、閲覧者が当該文書の写しの交付を希望した場合は、子ども的人権オンブズパーソン事務局にて処理することを全会一致で決定しました。

## 議案第 5 号

2012 年申立て第 2 号案件の背景状況をふまえた今後の取り組みに関するオンブズパーソンからの提言について、審議の結果、個人情報保護への最大限の配慮はもとより、当該案件に係る関係者に与える影響への考慮を勘案しつつ公表すること、また、公表の方法については、『子どもオンブズ・レポート 2013』への掲載、市役所内の市政情報コーナーでの配架、報道機関への発表によることを全会一致で決定しました。

## 議案第 6 号

2013 年次の運営状況等の報告及び公表について、その内容等を明らかにする必要があるため、年次活動報告書の章立てと編成内容(案)、年次活動報告会の開催内容(案)が提案され、協議の結果、いずれも原案のとおり全会一致で決定しました。

## 個々の案件に関する「研究協議」の開催状況

オンブズパーソン会議とは別に、個々の案件に関してオンブズパーソンと相談員及び専門員等が意見交換し、それぞれの専門分野からケース検討を行う「研究協議」を開催しています。原則として毎週木曜日の午後、5 時間程度かけて、相談員からの詳細な報告に基づき、全員で課題の整理や意見交換等を行って、最善の対応方策を決めていきます。

またこの日に、オンブズパーソンが、子どもや保護者等の相談者や申立人、市教委・学校等の関係機関と面談・調整を行う機会を設定する場合があります。

なお、研究協議は多くの個人情報を取り扱うため、原則非公開としています。

「研究協議」(ケース会議)の開催状況 2013 年次

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	4	4	49回

## 情報公開の対応

情報公開には、公文書公開や個人情報開示があり、市の情報公開条例、個人情報保護条例やオンブズパーソン制度個人情報保護要綱により対応を行っています。

オンブズパーソンについては、条例第 20 条でその運営状況等の報告及び公表を義務づけしており、年次活動報告書（『子どもオンブズ・レポート』）にまとめて、市長に報告するとともに、市民に公表しています。

これにより、子どもを含む市民が運営状況について検証し、オンブズパーソン制度への協力、活用と充実がより一層図られることを期待するものです。

### 公文書公開関係

2013 年次は、市情報公開条例第 6 条の規定に基づく公文書の公開請求はありませんでした。

オンブズパーソン活動における公文書は、相談記録や調査記録など多くは秘密保持を前提に提供された個人に関する情報であり、原則非公開となります。これを公開するとオンブズパーソンの付属機関等の独立性や自律性が損なわれるとともに、公正な判断が妨げられ、相談者や関係者等との信頼関係も損なわれるからです。

一方、オンブズパーソンから市の関係機関に対して勧告や意見表明をした文書は、制度や行為等の是正、改善の必要性を告げ、場合によっては自ら具体案を提示するなどして、適切な措置を講ずるよう求めたり、必要な見直しを促したりするものです。

「子どもの最善の利益」を図る観点から、必要な情報はオンブズパーソン自らが積極的に公開することが原則です。そのため、個人に関する情報で他の情報と関連づけることにより、特定の個人が識別されるもののうち、一般的に他人に知られたくないと認められる情報を除いて、年次活動報告書については原則公開を行っています。

### 個人情報開示関係

2013 年次は、市個人情報保護条例第 21 条に基づく個人情報の開示請求はありませんでした。

相談記録や調査記録は、オンブズパーソンの命を受け、その職務の遂行を補助する相談員によって作成され、相談案件の内容や経緯、対応等が詳細に記録されています。

これは、オンブズパーソンが職務を適正かつ円滑に行い、問題解決を行うために必要とする記録です。その公開については、川西市個人情報保護審査会の答申を尊重しながら、オンブズパーソンの判断により対応しています。



## オンブズパーソンからのメッセージ

---

子どもにとってもおとなにとっても一番いいこと

井 上 寿 美

子どもの皆さん、そして、学校の先生の皆さんへのお願い

勝 井 映 子

## 子どもにとってもおとなにとっても一番いいこと

オンブズパーソン 井上 寿美

オンブズパーソンとして子どもの声に耳を傾けるようになり、聞かせてもらった子どもの思いに、その子が生きている、あるいはこれまでに生きてきた関係状況を重ね合わせると、「私だったらもっと別の生き方ができたのに」とは思えなくなりました。親や先生などとのかかわりにおいて、このような状況に置かれたなら、きっとこの子はこのように生きていくしかなかったと思えてくるのです。むしろ、このような辛い状況で、よく生きてこられたね、と思うこともありました。



先生に暴言を吐いてしまう子、友だちをいじめてしまう子、学校に行かなくなった子、等々。このような子どもは、おとなにしてみれば、少し「困った子」に見えてしまいます。でも、その子どもが生きている関係状況をふまえると、むしろ、その子は「困っている子」のようです。同時に、子どもに辛くあたってしまう親や先生も、その人が生きている、あるいはこれまでに生きてきた関係状況をふまえると、どうやら「困っているおとな」と言えそうです。

困った子、困ったおとなに対しては、「あなたの行動は間違っている、行動を改めなさい」と厳しく指導したくなります。でも、困っている子、困っているおとなに対しては、いったい何に困っているのかを尋ねることから始めるしかないと思うようになりました。子どもや先生や親を理解するのではなく、子どもや先生や親から教えてもらうことの大切さを知りました。

いじめられていると悩んでいる子や、子どもとのかかわりがうまくいかないと悩んでいるおとなの場合は、困っているという自覚があります。でも、先にあげたように、表面的には「困った」状態に見える子どもやおとなは、自分が困っているとは思っていません。そのため、「困っていることを教えてください」と尋ねても教えてもらえません。ただ、そのような場合であるからこそ、「あなたのことを教えてください」という、相手から教えてもらう姿勢が求められていると感じています。

オンブズパーソンは、「子どもにとって一番いいこと」を目指しています。それは子どもだけが優遇されることではありません。「子どもにとって一番いいこと」は、「おとなにとっても一番いいこと」です。なぜなら、子どもが体罰を受けないということは、先生を体罰教師にしないということであり、子どもが虐待されないということは、親を虐待の加害者にしないことであると言えるからです。「子どもにとってもおとなにとっても一番いいこと」を子どもから教えてもらいながら探し求めたいと思います。

(いのうえ・ひさみ / 関西福祉大学准教授)

## 子どもの皆さん、そして、学校の先生の皆さんへのお願い

オンブズパーソン 勝井 映子



昨年4月に川西市子どもの人権オンブズパーソンになって、約1年が過ぎました。

子どもが大好きで、弁護士を目指すようになってからも、子どもが楽しくのびのびと生きていくためのお手伝いをしたい、と思っていた私にとって、川西オンブズは、何を行うにも、子どもを中心に、それも「守ってもらう子ども」ではなく、子ども自身が自分自身でどうしたいのかを考えることや、考えたことを子ども自身が誰かに伝えるためのお手伝いをすることを真剣に考えるおとなが集まり、わいわい議論をしている、何とも素敵なところで、ああ、私のしたいのはこういうことだったんだ、と心から嬉しく思っています。

でも、川西オンブズを、もっと、子どものための制度として活かしていくために、子どもの皆さんには、困ったことももちろんですが、身の回りのさまざまなことについて、こうだったらいいのにな、こうしていきたいな、という意見を伝えてもらいたいと思います。

今の川西オンブズは、子どもに関する困りごとをかかえた子どもやおとなが相談に来て、目の前にある困りごとを、どうやって困らない方向に向けていくかを一緒に考えるケースがほとんどです。それはそれでとてもやりがいがありますし、とても大切なことです。しかし、川西市のしくみを更に良くすること（制度改善）をも川西オンブズの設置目的としているからには、たとえば、今回のオンブズ・レポートの提言で述べた、困っている子どもが相談しやすい仕組みは？ 子どもにとって本当にいたくなるような「居場所」って？ 子どもが他の世代の方たちと交流するにはどのような方法があるのか？ 等々のさまざまなテーマについて、おとなだけではなく、子どもの皆さんも考えて発言し、それらを行政や学校などにぶつけ、子どもにとってよりよい仕組みに変えていく努力をすることもとても大切なことだと思うのです。

そのために、私からのお願いです。

子どもの皆さん。少し難しいところもあるかもしれないけれど、このオンブズ・レポートの提言を読んでみて、私たちオンブズに、皆さんが考えたこと・やってみたいなどと思うことを教えてください。

また、学校の先生の皆さん。是非、このオンブズ・レポートの提言を子どもと一緒に読んでいただき、子どもたちの意見を私たちに教えてください。

私は、縁あって川西市の子どもにかかわる機会を与えていただいたからには、川西市や川西市内の学校のしくみが、ひとつでも、子どもの皆さんの発信した意見に基づいて変わる・変えるお手伝いがしたいのです。

子どもの皆さん、一緒に考えてみませんか。皆さんからのご意見、お待ちしております！

( かつい・えいこ / 弁護士 )



## 参 考

---

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例

2013年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン名簿

# 川西市子どもの人権オンブズパーソン条例

平成 10 (1998)年 12 月 22 日  
川西市条例 第 24 号

## 目 次

- 第 1 章 総則(第 1 条 - 第 3 条)
- 第 2 章 オンブズパーソンの設置等(第 4 条 - 第 9 条)
- 第 3 章 救済の申立て及び処理等(第 5 条 - 第 18 条)
- 第 4 章 補則(第 19 条 - 第 22 条)
- 付 則

## 第 1 章 総 則

### (目的)

第 1 条 この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」という。)の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン(以下「オンブズパーソン」という。)を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。

### (子どもの人権の尊重)

第 2 条 すべての子どもは、権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく子どもの権利条約に基づく権利及び自由を保障される。

2 本市及び市民は、子どもの権利条約に基づき、子どもに係るすべての活動において子どもの最善の利益を主として考慮し、子どもの人権が正当に擁護されるよう不断に努めなければならない。

3 本市は、子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についての権利及び教育の目的を深く認識し、すべての人の基本的人権と自由を尊重して自己の権利を正当に行使することができる子どもの育成を促進するとともに、子どもの人権の侵害に対しては、適切かつ具体的な救済に努めるものとする。

### (定義)

第 3 条 この条例において「子ども」とは、子どもの権利条約第 1 条本文に規定する 18 歳未満のすべての者及び規則で定める者をいう。

2 この条例において「子どもの人権案件」とは、本市内に在住、在学又は在勤する子どもの人権に係る事項(以下「本市内の子どもの人権に係る事項」という。)のう

ち、本市内に在住、在学又は在勤する子ども又はおとな(以下「本市内の子ども又はおとな」という。)から擁護及び救済の申立てを受けてオンブズパーソンが調査し、処理する案件並びにオンブズパーソンが自己の発意により擁護及び救済が必要と判断して調査し、処理する案件をいう。

3 この条例において「市の機関」とは、市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき本市に置かれる機関(議会を除く。)若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

## 第 2 章 オンブズパーソンの設置等

### (オンブズパーソンの設置)

第 4 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく市長の付属機関として、オンブズパーソンを置く。

### (オンブズパーソンの組織等)

第 5 条 オンブズパーソンの定数は、3 人以上 5 人以下とする。

2 オンブズパーソンのうち 1 人を代表オンブズパーソンとし、オンブズパーソンの互選によりこれを定める。

3 オンブズパーソンは、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関し優れた識見を有する者で、次条に規定するオンブズパーソンの職務の遂行について利害関係を有しないもののうちから、市長が委嘱する。

4 オンブズパーソンの任期は、2 年とする。

5 オンブズパーソンは、再任されることができる。ただし、連続して 6 年を超えて再任されることはできない。

6 市長は、オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行ができないと認められる場合又は職務上の義務違反その他オンブズパーソンとして明らかにふさわしくない行為があると認められる場合を除いては、そのオンブズパーソンを解職することができない。

### (オンブズパーソンの職務)

第 6 条 オンブズパーソンは、次に掲げる事項を所掌し、子どもの人権案件の解決に当たる。

(1) 子どもの人権侵害の救済に関すること。

(2) 子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関すること。

(オンブズパーソン)の責務)

第7条 オンブズパーソンは、子どもの利益の擁護者及び代弁者として、並びに公的良心の喚起者として、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談に応じ、又は子どもの人権案件を調査し、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、関係する市の機関との連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。

3 オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治目的のために利用してはならない。

4 オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(市の機関の責務)

第8条 市の機関は、オンブズパーソン)の職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない。

(兼職等の禁止)

第9条 オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 オンブズパーソンは、本市に対し請負をする企業その他これに準ずる団体の役員又はオンブズパーソン)の職務の遂行について利害関係を有する職業等と兼ねることができない。

### 第3章 救済の申立て及び処理等

(救済の申立て等)

第10条 子ども及びおとなは、何人も本市内の子どもの人権に係る事項についてオンブズパーソン)に相談することができる。

2 本市内の子ども又はおとなは、個人の資格において、本市内の子どもの人権に係る事項について、オンブズパーソン)に擁護及び救済を申し立てることができる。

3 前項の申立ては、口頭又は文書ですることができる。

4 第2項の申立ては、代理人によってすることができる。

(調査等)

第11条 オンブズパーソンは、前条第2項の申立てを審査し、当該申立てが本市内の子ども又はおとなから行われ、その内容が本市内の子どもの人権に係る事項であって、かつ、第6条各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該申立てに係る調査を実施することができる。

2 オンブズパーソンは、前条第2項の申立てが擁護及び救済に係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合においては、当該子ども又は保護者の同意を得て調査しなければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況等を考慮し、オンブズパーソン)が特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

3 オンブズパーソンは、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談又は匿名の擁護及び救済の申立てその他の独自に入手した情報等が第6条各号のいずれかに関するものであると認められる場合は、当該情報等に係る調査を自己の発意により実施することができる。

4 オンブズパーソンは、前条第2項の申立て又は独自に入手した情報等の内容が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該申立てに係る調査又は当該情報等に係る調査を実施することができない。

(1) 重大な虚偽があることが明らかである場合

(2) オンブズパーソン)の身分に関する事項である場合

(3) 議会の権限に属する事項である場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、調査の実施が相当でないことが明らかである場合

5 オンブズパーソンは、第1項又は第3項の調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、当該調査を中止し、又は打ち切ることができる

(調査の方法)

第12条 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、関係する市の機関に説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求めることができる。

2 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、市民等に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門的機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。この場合において、オンブズパーソン)は、依頼した事項の秘密の保持に必要な措置を講じなければならない。

(申立人への通知)

第13条 オンブズパーソンは、第11条第1項に規定する審査の結果について、これを速やかに第10条第2項の申立てをした者(以下「申立人」という。)に通知しなければならない。

2 オンブズパーソンは、第10条第2項の申立てについて、第11条第1項の規定により実施した調査を中止し、又は打ち切るときは、その旨を当該申立人に通知しなければならない。

3 オンブズパーソンは、第 10 条第 2 項の申立てを受け、第 11 条第 1 項の規定により調査を実施した子どもの人権案件について、これを第 15 条から第 18 条までの規定により処理したときは、その概要を当該申立人に通知しなければならない。

4 前 3 項に規定する通知は、当該申立人にとって最も適切な方法により行うものとする。

(市の機関への通知)

第 14 条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査を開始するときは、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

2 オンブズパーソンは、第 11 条第 5 項の規定により、子どもの人権案件の調査を中止し、又は打ち切ったときは、前項の規定により通知した関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

3 オンブズパーソンは、次条から第 18 条までの規定による子どもの人権案件の処理を行ったときは、その概要を必要と認める市の機関に通知するものとする。

(勧告、意見表明等)

第 15 条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、擁護及び救済の必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずよう勧告し、又は是正等申入れ書を提出することができる。

2 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、制度の見直しの必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、当該制度の見直し等を図よう意見表明し、又は改善等申入れ書を提出することができる。

3 前 2 項の規定により勧告、意見表明等を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。

(是正等の要望及び結果通知)

第 16 条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、必要があると認めるときは、市民等に対し、是正等の要望を行うことができる。

2 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、前条に規定する勧告、意見表明等又は前項に規定する是正等の要望の必要がないと認める場合においても、第 13 条の規定による申立人への通知のほか、関係機関及び関係人に対し、判断所見を付した調査結果を文書で通知することができる。

(報告)

第 17 条 オンブズパーソンは、第 15 条に規定する勧告、意見表明等を行ったときは、当該勧告、意見表明等を行った市の機関に対し、是正等の措置等について報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、第 15 条第 1 項に規定する勧告等に係る報告については当該報告を求められた日から 40 日以内に、同条第 2 項に規定する意見表明等に係る報告については当該報告を求められた日から 60 日以内に、オンブズパーソンに対し是正等の措置等について報告するものとする。

3 市の機関は、前項に規定する報告を行う場合において、是正等の措置等を講ずることができないときは、オンブズパーソンに対し、理由を示さなければならない。

(公表)

第 18 条 オンブズパーソンは、その総意において必要があると認めるときは、第 15 条に規定する勧告、意見表明等の内容を、公表することができるものとする。

2 オンブズパーソンは、その総意において必要があると認めるときは、前条第 2 項の報告及び同条第 3 項の理由を、公表することができるものとする。

3 オンブズパーソンは、前 2 項に規定する公表を行う場合においては、個人情報の保護について最大限の配慮をしなければならない。

#### 第 4 章 補 則

(事務局等)

第 19 条 オンブズパーソンに関する事務を処理するため、事務局を置く。

2 オンブズパーソンの命を受け、その職務の遂行を補助するため、調査相談専門員を置く。

(運営状況等の報告及び公表)

第 20 条 オンブズパーソンは、毎年、この条例の運営状況等について、市長に文書で報告するとともに、これを公表するものとする。

(子ども及び市民への広報等)

第 21 条 市の機関は、子ども及び市民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもがオンブズパーソンへの相談並びに擁護及び救済の申立てを容易に行うことができるため必要な施策の推進に努めるものとする。

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 11 年 3 月規則第 8 号で、同 11 年 3 月 23 日から施行。ただし、同条例第 3 章の規定は、平成 11 年 6 月 1 日から施行)

## 2013 年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン名簿

2013 年 12 月 1 日現在

職 名	氏 名	職 業 等
オンブズパーソン (代表オンブズパーソン)	浜田 寿美男	奈良女子大学名誉教授
オンブズパーソン (代表代行オンブズパーソン)	井上 寿美	関西福祉大学准教授
オンブズパーソン	勝井 映子	弁護士(大阪弁護士会)
調査相談専門員(チーフ相談員)	渡邊 充佳	市嘱託職員
調査相談専門員(相談員)	新林 智子	市嘱託職員
同	平野 裕子	市嘱託職員
同	村上 裕子	市嘱託職員
調査相談専門員(専門員)	生田 收	元川西市立中学校校長
同	田中 文子	(社)子ども情報研究センター所長
同	田中 俊英	(社)office ドーナツトーク代表
同	近松 典子	精神科医
同	羽下 大信	京都橘大学教授
同	森澤 範子	元調査相談専門員(相談員)
同	桜井 智恵子	大阪大谷大学教授
同	宮島 繁成	弁護士(大阪弁護士会)

## 子どもオンブズ・レポート 2013

---

2014（平成26）年3月発行

発行：川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局  
（川西市市民生活部 人権推進室 人権推進課 内）

〒666-8501 川西市中央町12-1 TEL 072-740-1235 FAX 072-740-1233

相談専用 072-740-1234 フリーダイヤル（市内）0120-197-505

[http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shimin/jinken/kdm\\_onbs/](http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shimin/jinken/kdm_onbs/)

E-mail : kwex0002@ml.city.kawanishi.hyogo.jp

---